

平成26年度

浄化槽行政に関する調査結果

平成27年3月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 浄化槽推進室

平成26年度 浄化槽行政に関する調査結果 目次

参考(1) 浄化槽設置整備事業の実施状況

参考(2) 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況

参考(3) 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況

参考(1)～(3)は平成25年度12月末現在(平成25年度調査結果より)

1. 浄化槽設置整備事業実施の区域の別
2. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況
 - (1)浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)
 - (2)浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)
 - (3)権限委譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)
3. 単独処理浄化槽の撤去・転換等に対する助成の実施状況
4. 維持管理組織の整備状況
 - (1)維持管理組織を有する市町村名
 - (2)維持管理組織の概要(参考事例)
5. 一括契約の実施状況
 - (1)一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名
 - (2)一括契約の概要(参考事例)
6. 浄化槽管理者講習会の実施状況
7. 浄化槽台帳の整備状況
 - (1) 浄化槽台帳の整備状況(都道府県)
 - (2) 浄化槽台帳の整備状況(市町村)
8. 放流水域に対する規制について
 - 公共用水域に放流する場合
 - 農業用水路に放流する場合
 - 道路側溝に放流する場合
 - その他の放流方法
9. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況
 - (1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
 - (2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況
10. 浄化槽の法定検査実施状況の把握について
11. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況
 - (1)地方公共団体が所有する浄化槽の基数
 - (2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途
 - (3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分

参考(1) 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名
北海道	83	夕張市、岩見沢市、芦別市、赤平市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、雨竜町、札幌市、江別市、北広島市、小樽市、蘭越町、ニセコ町、京極町、倶知安町、共和町、室蘭市、苫小牧市、伊達市、壮瞥町、白老町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、函館市、松前町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、稚内市、浜頓別町、礼文町、北見市、紋別市、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、釧路市、浜中町、鶴居村、根室市、別海町、羅臼町	北海道	6	仁木町、浦臼町、洞爺湖町、池田町、厚岸町、標茶町
青森県	26	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町	青森県	2	東通村、新郷村
岩手県	28	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普及村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	岩手県	0	
宮城県	22	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大河原町、蔵王町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、富谷町、涌谷町、美里町、南三陸町	宮城県	0	
秋田県	21	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、上小阿仁村、八峰町	秋田県	0	
山形県	25	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町	山形県	0	
福島県	46	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、新地町、飯館村、いわき市	福島県	0	
茨城県	36	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、銚田市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	茨城県	0	
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	栃木県	0	
群馬県	25	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬県	0	
埼玉県	47	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、小川町、川島町、吉見町、横瀬町、皆野町、長瀨町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	埼玉県	0	
千葉県	50	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	千葉県	0	
東京都	8	青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村	東京都	0	
神奈川県	24	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町	神奈川県	0	
新潟県	17	新潟市、長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、上越市、阿賀野市、魚沼市、田上町、阿賀町	新潟県	0	
富山県	12	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、朝日町	富山県	0	

参考(1) 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名	都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名
石川県	7	金沢市、小松市、加賀市、白山市、津幡町、志賀町、穴水町	石川県	0	
福井県	12	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町	福井県	0	
山梨県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町	山梨県	0	
長野県	60	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小川村	長野県	0	
岐阜県	38	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、輪之内町、揖斐川町、大野町、池田町、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、関市、美濃市、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市、北方町	岐阜県	0	
静岡県	33	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、川根本町、森町	静岡県	1	長泉町
愛知県	42	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村	愛知県	0	
三重県	21	桑名市、四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、大紀町、南伊勢町、名張市、伊賀市、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町	三重県	0	
滋賀県	13	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町、竜王町、多賀町	滋賀県	14	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町、竜王町、多賀町、甲良町
京都府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町	京都府	0	
大阪府	12	貝塚市、富田林市、河内長野市、和泉市、泉南市、阪南市、島本町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村、柏原市	大阪府	0	
兵庫県	28	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、神河町、市川町、福崎町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	兵庫県	0	
奈良県	20	奈良市、十津川村、天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、平群町、曾爾村、御杖村、高取町、吉野町、下市町、下北山村、東吉野村、生駒市、斑鳩町、大淀町、川上村	奈良県	0	
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	和歌山県	0	
鳥取県	14	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町、江府町	鳥取県	0	
島根県	9	浜田市、出雲市(斐川町含む)、益田市、大田市、安来市、江津市、川本町、津和野町、吉賀町	島根県	0	
岡山県	21	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町	岡山県	0	

参考(1) 浄化槽設置整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名
広島県	18	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
山口県	17	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	24	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	15	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町、鬼北町
高知県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	50	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	16	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、基山町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊本県	37	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
大分県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	38	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町
沖縄県	17	那覇市、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、恩納村、伊江村、中城村、西原町、南風原町、北大東村、宜野座村、糸満市
合計	1,234	

都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	1	糸満市
合計	24	

参考(2) 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名
北海道	7	島牧村、北斗市、福島町、寿都町、喜茂別町、上ノ国町、標津町
青森県	3	十和田市（PFI）、平内町、大鰐町
岩手県	14	盛岡市、富古市（PFI）、花巻市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市（PFI）、葛巻町、岩手町、紫波町（PFI）、西和賀町、金ヶ崎町、洋野町、一戸町
宮城県	8	仙台市、石巻市、登米市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	4	秋田市、能代市、仙北市、東成瀬村
山形県	8	鶴岡市、酒田市、寒河江市、長井市、最上町（PFI）、高島町、白鷹町、飯豊町
福島県	7	会津若松市、白河市、金山町、西会津町、三春町、小野町、会津美里町
茨城県	5	常陸太田市、桜川市、行方市、小美玉市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	11	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	10	秩父市、滑川町、嵐山町（PFI）、鳩山町、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村、吉見町、皆野町、長瀨町
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	4	八王子市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	6	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市
富山県	0	
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	5	甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、北杜市
長野県	4	長野市、南木曾町、筑北村、栄村
岐阜県	2	揖斐川町、郡上市
静岡県	2	掛川市、御殿場市
愛知県	0	
三重県	5	松阪市、大台町、多気町、南伊勢町、紀宝町（PFI）
滋賀県	0	
京都府	4	舞鶴市、綾部市、京丹後市、京丹波町
大阪府	5	高槻市、茨木市、富田林市（PFI）、河内長野市、柏原市（PFI）
兵庫県	0	
奈良県	2	黒滝村 天川村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	9	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町
岡山県	3	新見市、真庭市、奈義町
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	1	三好市（PFI）
香川県	0	
愛媛県	6	八幡浜市、伊予市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町（PFI）
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町（PFI）
佐賀県	6	佐賀市、唐津市（PFI）、武雄市、神埼市、有田町、江北町
長崎県	2	雲仙市、時津町
熊本県	10	八代市、玉名市、天草市、菊池市、美里町、和水町、南関町、南小国町、南阿蘇村、山鹿市
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市、綾町、日南市
鹿児島県	3	曾於市、龍郷町、知名町
沖縄県	0	
合計	186	

都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村名
北海道	1	釧路町
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	横瀬町
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	2	名張市、尾鷲市（PFI）
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	1	香春町
佐賀県	1	小城市
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	6	

都道府県名	市町村数	平成24年度以前に事業を実施した市町村
北海道	10	妹背牛町、黒松内町、豊浦町、利尻町、本別町、中川町、壮瞥町（PFI）、厚真町、豊浦町
青森県	1	平川市
岩手県	1	遠野市（H16～H19）
宮城県	2	色麻町、栗原市
秋田県	9	大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、藤里町、横手市、八峰町
山形県	2	上市市、大蔵村
福島県	4	須賀川市、三島町、昭和村、磐梯町
茨城県	1	常陸大宮市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	4	南牧村、中之条町、高山村、長野原町
埼玉県	0	
千葉県	1	東庄町
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	1	出雲崎町
富山県	2	砺波市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	2	越前市、美浜町
山梨県	3	市川三郷町、身延町、道志村
長野県	9	松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木祖村、木曾町、麻績村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	1	伊賀市
滋賀県	0	
京都府	1	宇治田原町
大阪府	2	枚方市、大東市
兵庫県	1	大屋町（H9年度～H11年度実施。但し、H16年度より隣町とともに合併し、養父市となった。）
奈良県	0	
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町（旧金屋町含む）、日高町
鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	2	松江市（東出雲町）、海士町
岡山県	3	高梁市、美作市、新庄村
広島県	2	東広島市（H11～H13整備）、三次市（H13～H24整備）
山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	3	勝浦町、美波町、上板町
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	3	今治市、西予市、上島町
高知県	1	土佐町
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	4	長崎市、諫早市、小値賀町、西海市
熊本県	4	長洲町、小国町、芦北町、苓北町
大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	3	薩摩川内市、三島村、長島町
沖縄県	0	
合計	101	

参考(3) 市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況

(平成25年12月末現在)

都道府県名	市町村数	平成25年度事業実施市町村名
北海道	44	美幌市、滝川市、砂川市、深川市、奈井江町、北竜町、沼田町、千歳市、恵庭市、石狩市、黒松内町、登別市、豊浦町、厚真町、安平町、士別市、名寄市、比布町、占冠村、中川町、幌加内町、初山別村、遠別町、幌延町、猿払村、枝幸町、網走市、美幌町、津別町、訓子府町、湧別町、帯広市、音更町、鹿追町、清水町、芽室町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、本別町、浦幌町、別海町、羅臼町
青森県	1	六戸町
岩手県	0	
宮城県	4	大和町、色麻町、加美町、美里町
秋田県	0	
山形県	1	大蔵村
福島県	2	須賀川市、三島町
茨城県	1	ひたちなか市
栃木県	6	宇都宮市（敷地内処理装置の設置費補助は市単独）、足利市、佐野市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町
群馬県	1	南牧村
埼玉県	0	
千葉県	6	銚子市、旭市、香取市、市原市、栄町、神崎町
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	4	上越市、魚沼市、阿賀町、刈羽村
富山県	0	
石川県	0	
福井県	1	永平寺町
山梨県	3	上野原市、忍野村、道志村
長野県	3	木祖村、麻績村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	2	富士市、伊東市
愛知県	0	
三重県	4	津市、松阪市、大台町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	1	宇治田原町
大阪府	2	枚方市、大東市
兵庫県	1	相生市
奈良県	1	明日香村
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	3	浜田市、出雲市、隠岐の島町
岡山県	2	笠岡市、美作市
広島県	0	
山口県	5	長門市、下松市、田布施町、光市、萩市
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	2	土佐町、梶原町
福岡県	2	糸島市、那珂川町
佐賀県	0	
長崎県	1	長崎市
熊本県	5	水俣市、合志市、長洲町、西原村、苓北町
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	108	

都道府県名	市町村数	平成26年度事業新規実施予定市町村
北海道	2	北斗市、幌加内町
青森県	1	六戸町
岩手県	2	洋野町、大槌町
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	2	鶴岡市、最上町
福島県	1	三島町
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	1	旭市
東京都	0	
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	1	蒲郡市
三重県	0	
滋賀県	1	米原市
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	11	

1. 浄化槽設置整備事業実施の区域の別

(平成26年3月末現在)

【区域の区分】 各市町村において定める浄化槽整備区域
 各市町村において定める下水道計画区域であって「以外」の区域
 下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた
 予定処理区域
 その他

都道府県名	対象市町村数																	未記入
北海道	97	67	8	1	17	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	82
青森県	40	10	4	0	23	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	33	16	4	0	1	9	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	27	14	6	1	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
秋田県	20	10	1	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	24	11	3	0	3	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	55	30	2	0	9	7	2	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0
茨城県	42	16	0	0	0	22	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
栃木県	26	6	1	0	0	17	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
群馬県	35	19	3	0	3	4	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0
埼玉県	56	35	1	3	2	8	0	4	0	0	0	0	2	1	0	0	0	7
千葉県	51	22	6	1	9	6	0	1	1	1	0	2	1	0	0	1	0	0
東京都	8	4	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	24	10	6	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
新潟県	21	12	2	0	5	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
富山県	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	7	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
福井県	12	7	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
山梨県	21	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	58	46	5	1	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	41	12	7	0	3	6	2	1	1	2	1	2	3	0	1	0	0	0
静岡県	34	11	0	0	0	22	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
愛知県	42	10	8	0	17	2	0	1	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0
三重県	27	13	2	0	6	3	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2
滋賀県	14	2	5	0	2	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0
京都府	18	11	0	0	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
大阪府	12	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
兵庫県	28	23	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	20	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
和歌山県	29	21	2	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
鳥取県	10	7	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
島根県	9	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	28	12	5	3	3	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
広島県	19	10	3	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	17	5	1	1	5	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
徳島県	24	14	4	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	17	6	0	0	0	4	0	3	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0
愛媛県	15	8	1	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	34	28	0	0	1	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
福岡県	50	23	14	1	2	4	0	3	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0
佐賀県	17	5	5	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	20	11	1	0	4	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1
熊本県	45	31	1	2	4	3	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
大分県	17	9	0	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
宮崎県	26	25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	38	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0
沖縄県	28	8	1	3	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	1,347	687	117	18	156	228	11	26	5	23	3	40	23	1	3	6	113	113

2. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
北海道	179	例移譲175市町村) 、 、 、 、 : 全市町村(法定移譲: 4市、特例条例移譲170市町村) (室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、夕張市、網走市、伊達市、当別町、新篠津村、松前町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、上ノ国町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、共和町、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、北見市、美幌町、津別町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、訓子府町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、白老町、様似町、新ひだか町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、福島町、安平町、江差町、倶知安町、大空町、清里町、小清水町、置戸町)	移譲を承諾した市町村へ順次移譲
青森県	0	: 173市町村(法定移譲: 4市、特例条例移譲: 169市町村) (夕張市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、平取町、様似町、新ひだか町、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、士別市、名寄市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、愛別町、上富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊臣町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、北見市、紋別市、遠軽町、雄武町、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、二セコ町、真狩村、積丹町、歌志内市、月形町、富良野市、比布町、上川町、東川町、美瑛町、中富良野町、苫前町、羽幌町、美幌町、津別町、訓子府町、佐呂間町、湧別町、安平町、えりも町、網走市、斜里町、清里町、小清水町、置戸町、興部町、西興部町、陸別町)	
岩手県	6	宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市、九戸村	特段の条件は設定しておらず、浄化槽の設置状況の把握及び汚水処理計画の推進等に資すること等を目的として、権限移譲を希望する市町村に対して移譲している。
宮城県	35	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町(全市町村)	
秋田県	14	大館市、能代市、鹿角市、潟上市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村、小阿仁村、にかほ市、美郷町、小坂町、八峰町、仙北市	県で定めた権限移譲対象事務のうち、市町村の長が同意したものについて移譲する。中核市(秋田市)を除く県内全市町村が対象。
山形県	35	: 県下全市町村	
福島県	57	郡山市及びいわき市を除く全市町村	
茨城県	44	、 、 : 全市町村 、 、 : 日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町、八千代町、五霞町、境町、利根町	権限移譲を希望する市町村に順次移譲
栃木県	26	県下全市町	
群馬県	5	伊勢崎市、太田市、桐生市、沼田市、館林市	特定行政庁又は限定特定行政庁であり、事務の移譲に同意した市町村

2. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	該当する市町村名	移譲する場合の条件
埼玉県	54	移譲項目全て：熊谷市、飯能市、加須市、東松山市、草加市、戸田市、志木市、和光市、新座市、久喜市、日高市、ふじみ野市、白岡市、嵐山町、吉見町、鳩山町、松伏町 を除外して：秩父市、北本市、伊奈町、三芳町、上里町、川口市、行田市、所沢市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、朝霞市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、滑川町、小川町、川島町、ときがわ町、小鹿野町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町 越谷市、桶川市、三郷市、毛呂山町、越生町、東秩父村	移譲を希望した市町村
千葉県	0		
東京都	0		
神奈川県	0		
新潟県	8	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、佐渡市、阿賀野市、阿賀町、湯沢町	希望のあった市町村
富山県	1	高岡市	特定行政庁である市町村
石川県	0		
福井県	2	高浜町、若狭町	移譲を希望した市町村
山梨県	7	甲州市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、忍野村、道志村、中央市	希望のあった市町村
長野県	76	：県下全市町村 長野市は、保健所設置市のため除外	
岐阜県	41	県下全市町	
静岡県	2	沼津市、富士市	特例市
愛知県	0		
三重県	2	大紀町 四日市市	権限移譲を希望する町 保健所政令市
滋賀県	19	県下全市町	
京都府	25	：京都市を除く全市町村	
大阪府	12	岸和田市、吹田市、貝塚市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、摂津市、四條畷市、交野市、阪南市、	移譲を希望した市町村
兵庫県	8	芦屋市、宝塚市、川西市、加古川市、高砂市、明石市、三田市、伊丹市	建築基準法上の特定行政庁（政令市を除く）
奈良県	3	生駒市、曽爾村、御杖村	移譲を希望した市町村
和歌山県	29	海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	
鳥取県	12	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日野町	同意のあった市町村
島根県	0		
岡山県	0		
広島県	20	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、大竹市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	
山口県	3	萩市、長門市、山口市	権限移譲を希望した市町
徳島県	0		
香川県	1	善通寺市	希望のあった市町
愛媛県	12	19年4月1日移譲済...八幡浜市、上島町、愛南町 20年4月1日移譲済...宇和島市 21年4月1日移譲済...今治市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町 22年4月1日移譲済...伊予市、松野町 松山市は、保健所設置市のため除外。	権限移譲を希望した市町
高知県	3	安芸市、宿毛市、土佐町	移譲希望の申し出のあった市町村
福岡県	0		
佐賀県	1	佐賀市	移譲を希望した市町
長崎県	0		
熊本県	38	人吉市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、玉東町、和水町、南関町、長洲町、苓北町、荒尾市、天草市	移譲を希望した市町村
大分県	7	日田市、豊後高田市、豊後大野市、姫島村、竹田市、津久見市、宇佐市	移譲を希望した市町村
宮崎県	0		
鹿児島県	22	阿久根市、垂水市、指宿市、三島村、十島村、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子町、大和村、宇検村、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、いちき串木野市、伊佐市、大崎町、南種子町、日置市、南九州市、喜界町	移譲を希望した市町村に対して移譲
沖縄県	0		
合計	809		

2. 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況

(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)

(平成26年3月末現在)

都道府県名	移譲元の理由による	移譲先の財政的理由による	移譲先の組織・体制的理由(人員・知識や技術の不足等)による	移譲先の地域的実情(浄化槽が少ない・首長の方針等)による	移譲元等と移譲先の情報提供等の課題による	権限移譲の必要がない	その他
北海道							
青森県							権限移譲を希望する市町村がない
岩手県							
宮城県							県内全市町村に移譲済み
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							浄化槽設置数が少ないまたは設置されていない市町村が多く、全般的にも、特定市町村に限定しても、議論をする機会がなかった。
神奈川県							事務処理の特例条例で希望自治体を募っているが受け手がない
新潟県							
富山県							
石川県							市町村の人員が不足しているため、法律上は、都道府県の業務としている浄化槽行政について、市町村が実施する余力がないため
福井県							
山梨県							
長野県							市町村へ継続的に意向調査を行っているが、移譲を希望する市町村が少ないため。
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県						現状で保守点検実施率・法定検査の受検率が相当程度高く、市町村への権限移譲により体制が崩れる可能性がある。	
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県	建築基準法に基づく浄化槽設置に係る審査を環境部局で行っているため、権限移譲に当たり整理を要している。						
佐賀県							
長崎県							権限移譲を希望する市町村がない
熊本県							市町村が移譲を希望していない
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

3. 単独処理浄化槽の撤去・転換等に対する助成の実施状況

平成25年度に助成実績のある市町村名

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	6	東川町、南富良野町、北見市、紋別市、根室市、標津町
青森県	2	青森市、八戸市
岩手県	0	
宮城県	4	名取市、栗原市、亘理町、山元町
秋田県	0	
山形県	9	酒田市、寒河江市、東根市、西川町、朝日町、大江町、最上町、高島町、小国町
福島県	30	大玉村、塙町、会津美里町、檜葉町、郡山市、いわき市、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、須賀川市、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、西郷村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、鮫川村、猪苗代町、下郷町、只見町、南会津町、会津若松市、喜多方市
茨城県	37	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、利根町
栃木県	8	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須烏山市、小山市、市貝町、芳賀町
群馬県	12	前橋市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市、神流町、下仁田町、東吾妻町、片品町、昭和村、明和町
埼玉県	51	さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	49	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、栄町、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	2	町田市、あきる野市
神奈川県	18	相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、愛川町
新潟県	3	長岡市、佐渡市、関川村
富山県	1	氷見市
石川県	7	小松市、輪島市、加賀市、羽咋市、志賀町、穴水町、能登町
福井県	2	鯖江市、越前市
山梨県	3	身延町、富士川町、上野原市
長野県	3	長野市、中野市、大町市
岐阜県	6	岐阜市、七宗町、白川町、大野町、関市、本巣市
静岡県	20	静岡市、沼津市、伊東市、三島市、島田市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、川根元町、森町
愛知県	22	豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、西尾市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、田原市、愛西市、北名古屋市、東郷町、東浦町、清須市
三重県	14	四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	2	堺市、寝屋川市
兵庫県	2	洲本市、福崎町
奈良県	5	斑鳩町、生駒市、平群町、大淀町、川上村
和歌山県	1	和歌山市
鳥取県	0	
島根県	1	川本町
岡山県	2	岡山市、倉敷市
広島県	5	福山市、廿日市町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	3	下関市、下松市、光市
徳島県	7	徳島市、鳴門市、小松島市、三好市、勝浦町、那賀町、上板町
香川県	10	高松市、丸亀市、坂出市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町
愛媛県	12	松山市、今治市、宇和島市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、砥部町、内子町、愛南町
高知県	1	四万十町
福岡県	5	大牟田市、柳川市、篠栗町、大木町、香春町
佐賀県	2	神埼市、基山町
長崎県	5	佐世保市、島原市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	17	熊本市、八代市、水俣市、天草市、阿蘇市、山鹿市、西原村、甲佐町、芦北町、玉東町、宇土市、美里町、人吉市、玉名市、小国町、氷川町、錦町
大分県	12	大分市、別府市、津久見市、竹田市、杵筑市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、九重町、玖珠町
宮崎県	2	串間市、門川町
鹿児島県	31	鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、日置市、霧島市、南九州市、伊佐市、大崎町、東串良町、肝付町、指宿市、湧水町、枕崎市、阿久根市、西之表市、いちき串木野市、南さつま市、始良市、さつま町、長島町、南大隅町、中種子町、屋久島町、奄美市、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町、垂水市、南種子町
沖縄県	3	那覇市、豊見城市、宜野座村
合計	437	

4. 維持管理組織の整備状況

(1) 維持管理組織を有する市町村名

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	維持管理組織を有する市町村名 (一部事務組合を含む)
北海道	16	三笠市、秩父別町、鷹栖町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、浜頓別町、北見市、鹿追町、新得町、中札内村、豊頃町、別海町
青森県	3	十和田市、大鰐町、田舎館村
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	1	最上町
福島県	2	喜多方市、南会津町
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	飯能市
千葉県	3	成田市、我孫子市、長柄町
東京都	0	
神奈川県	3	横浜市、相模原市、小田原市
新潟県	0	
富山県	1	高岡市(旧福岡町)
石川県	1	輪島市
福井県	2	大野市、越前市
山梨県	5	甲斐市、中央市、南アルプス市、甲府市、富士川町
長野県	45	松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、南牧村、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、小谷村、高山村、飯綱町
岐阜県	2	白川町、東白川村
静岡県	1	湖西市
愛知県	0	
三重県	1	四日市市
滋賀県	7	大津市、彦根市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、高島市、日野町
京都府	2	南丹市、福知山市
大阪府	0	
兵庫県	7	三田市、丹波市、宍粟市(旧山崎町、旧一宮町、旧波賀町の区域)、猪名川町、多可町(旧加美町、旧八千代町の区域)、市川町、佐用町
奈良県	0	
和歌山県	2	高野町、日高川町
鳥取県	1	岩美町
島根県	2	出雲市、美郷町
岡山県	1	勝央町
広島県	1	北広島町
山口県	1	下関市
徳島県	0	
香川県	1	さぬき市
愛媛県	5	松山市、砥部町、西予市、上島町、愛南町
高知県	0	
福岡県	4	朝倉市、東峰村、大木町、糸田町
佐賀県	1	吉野ヶ里町
長崎県	0	
熊本県	1	南小国町
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	123	

4. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要 (参考事例)

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
北海道	秩父別町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査) 住民指導	登録されている住民の法定検査、保守点検を管理できる。
	鷹栖町	住民 市町村 工事業者 (個別) 保守点検業者 (個別)	手続き等の代行 (法定検査) 啓発	
	比布町	住民 市町村	維持管理経費の補助 (町から組織を経由して交付) 啓蒙・周知	地域ごとに代表者で構成されており、各地域において啓蒙・周知活動を実施
	愛別町	住民 市町村	手続き等の代行 (設置届出) 補助申請の受付 住民指導・啓発 その他 (町への維持管理補助金の請求及び受領)	①浄化槽設置整備事業の推進 ②情報収集及び提供 ③組合員の資質向上 ④浄化槽の適正な維持管理
	東川町	住民 市町村 工事業者 (個別) 保守点検業者 (個別)	手続き等の代行 (法定検査) 補助申請の受付	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進。 ・補助申請受付事務の簡素化
	美瑛町	住民 保守点検業者 (個別)	手続き等の代行 (補助金請求、負担金徴収、支払)	町への補助金請求を維持管理組合が一括して手続きできる
	和寒町	住民 市町村 保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別)	手続き等の代行 (保守点検、清掃、法定点検) 住民指導・啓発	
	剣淵町	住民 市町村	合併処理浄化槽の普及促進及び適正な維持管理推進、合併処理浄化槽の保守点検、清掃業者との契約及び指定検査機関に対する法定検査の依頼	
	浜頓別町	住民 市町村 工事業者 (個別) 保守点検業者 (個別)	手続き等の代行 (保守点検・清掃) 住民指導・啓発 設置・維持管理状況の把握 維持管理助成	
	北見市	住民 市町村	啓発 その他 (法定検査料支払い事務及び助成)	管理組合の適正な維持管理が行われるとともに、法定検査が確実に行われる。
	新得町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	
	中札内村	住民	契約 手続き等の代行 住民指導・啓発	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進。 ・浄化槽保守点検業者及び清掃業者との契約並びに指定検査機関に対する法定検査の依頼の代行。
	豊頃町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 (設置届出・保守点検、法定検査)	・合併処理浄化槽の普及促進及び保守管理の推進
	別海町	工事業者、保守点検業者	契約 手続き代行 (設置届出、工事、保守点検、法定検査) 住民指導・啓発	
青森県	十和田市	工事業者(団体) 保守点検業者(団体)	契約 手続き等の代行 (設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査) 住民指導	事業者が工事から維持管理まですべて行うため、経費が節減される。
	大鰐町	保守点検並びに清掃業者 (団体) 指定検査機関	保守点検・清掃 法定検査	法定検査：3～4回/年、清掃：1回/年、7条及び11条法定検査 専門業者による委託なので安心。
	田舎館村	市町村	保守点検	農業集落排水処理場の維持管理
宮城県	—	指定検査機関	契約 手続き等の代行 (設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査) 助成申請の受付 啓発	
山形県	最上町	保守点検業者 (団体) 清掃業者 (団体) ※PFI事業に伴うSPC 事業者	手続き等の代行 (保守点検・清掃)	
福島県	喜多方市	市民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	
埼玉県	飯能市	住民 市町村 工事業者 (個別) 保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別)	契約 手続き等の代行 (工事・保守点検・清掃・法定検査) 啓発	公共下水道処理区域外の設置者は加入することが出来る (加入は毎年3月、途中加入はできない)。加入すると、市から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減することが出来る。
	成田市	保守点検業者 (団体) 清掃業者 (団体)	維持管理補助金の申請	個人下水道管理協会により、代行で補助金申請を行うので、契約者 (住民) の手間が省ける。
千葉県	我孫子市	保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別)	住民指導・啓発	浄化槽の適正な維持管理と清掃の指導
	長柄町	工事業者 (個別)	契約 手続き等の代行 (設置届出・保守点検) 住民指導・啓発	浄化槽設置にあたって、現地調査 (測量等) をしたり、設置後の保守点検をしている。
	横浜市	清掃業者 (団体) 指定検査機関	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	・保守点検業者の紹介 ・業者向けの浄化槽清掃・保守点検に関する研修会の開催
神奈川県	相模原市	市町村 保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別) 指定検査機関	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	
	小田原市	市町村 保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別) 県	住民指導・啓発	

4. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要（参考事例）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
富山県	高岡市 (福岡町合併処理浄化槽維持管理組合)	地区単位 (合併前の福岡町地区)	住民指導・啓発	
石川県	輪島市	清掃業者(個別・団体)	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃)	
福井県	大野市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	維持管理組合設立補助金を交付している。(浄化槽1基につき200千円)
	越前市	市 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別) 浄化槽メーカー	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	法令に遵守した維持管理が実施でき、公共水域の水質保全に寄与することができる。 浄化槽設置者が保守点検・清掃・水質検査業務に対し、それぞれ個別で契約する煩わしさを回避できる。
山梨県	甲府市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導・啓発	
	中央市	住民	契約 手続き等の代行	
	甲斐市	各自治会内の希望住民	浄化槽管理組合長による清掃及び保守・点検手続きの代行や定期総会等	個人管理に比べ清掃及び保守・点検の漏れも減少し、金額も安価で済む(発注件数が多い為、1件あたりの単価が安価となる。)
	南アルプス市	住民	契約 手続き等の代行	
	富士川町	保守点検業者・住民	住民指導および啓発 理事会および定期総会の開催 保守点検料の徴収	
長野県	上田市	市町村 保守点検業者(個別)	契約 手続き等の代行(保守点検)	上田・真田地域…代行管理(保守点検の実施) ・一括で維持管理をすることにより、維持管理費を安くすることができ、管理状況も把握することが出来る。
	飯田市	住民 市町村 工事業者(団体) 保守点検業者(団体) 清掃業者(団体)	手続き等の代行 (設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	・浄化槽巡回点検(飯田市全域各地区数カ所 H25年度36箇所) ・組合定期総会 ・飯田市内に設置されている浄化槽を、他の管理業者の視点から見るとして、改善点などを話し合い、維持管理に生かせる。
	小諸市	住民 市町村 工事業者(団体) 保守点検業者(団体) 清掃業者(団体) 地区自治会	補助申請の受付 住民指導・啓発	維持管理補助(保守点検・清掃・法定検査費用)の申請・交付事務を行いながら、個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
	大町市	住民	手続き等の代行(保守点検) 住民指導・啓発	浄化槽相談員を組合内におき、設置、維持管理に対する啓発や指導を行っている。 また、組合独自の巡回点検等も行い、浄化槽の保守管理状況の把握にも努めている。
	佐久市	住民 市町村 工事業者(個別) 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃) 住民指導・啓発・研修会 水質検査	浄化槽管理者は、保守点検費用・清掃費用の一部、水質検査費用、事務費を協会に納入。 協会は、管理者の浄化槽保守点検を業者に依頼。点検報告に基づき清掃を業者に依頼。保守点検費用・清掃費の一部を業者に支払う。協会加入者の浄化槽放流水の水質検査(BOD、SS)を年1回実施し、管理者および保守点検業者に報告。協会加入者を対象とした研修会の開催。管理者は料金単価の統一が図られ、業者は集金に係る経費が抑えられる。 市が協会事務局であることから、協会加入者の浄化槽の適正管理を把握でき、不適正について改善指導が行える。
	東御市	住民 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	住民指導・啓発	保守点検・清掃料金を協会統一価格とし、市内の下水道使用者の負担と同程度の負担としている。
	飯島町	住民 保守点検業者(個別) 清掃業者(個別)	住民指導・啓発	・保守点検票・清掃記録票の発行・配布 ・維持管理補助金・啓発活動の連絡の円滑化
	南箕輪村	住民 保守点検業者	住民指導・啓発	研修会への参加、浄化槽の相互点検、啓発資料、浄化槽管理マニュアル・管理品等の配布
	泰阜村	住民 市町村	住民指導・啓発	設置検査時に保守点検業者を同行し、維持管理について啓発を行う 個別の浄化槽の維持管理状況を把握し、管理状況が悪い場合は改善等の指導を実施。
	岐阜県	白川町	住民	住民指導・啓発
東白川村		住民	住民指導・啓発	・浄化槽を設置している世帯の代表679人を構成員とした「環境衛生組合」として活動。 ・浄化槽や生活排水対策に関する知識の普及・向上と浄化槽の維持管理の徹底を目的に設立。 ・組合役員による浄化槽の自主点検の実施、10月1日「浄化槽の日」の啓発チラシの発行、河川清掃の実施、植林活動参加、組合報の発行、役員視察研修などを行っている。 ・組合の運営費は、1組合員あたり500円の年会費によって賄われている。
静岡県	湖西市	市町村 清掃業者(個別)	住民指導・啓発	浄化槽パトロールの実施、浄化槽講習会の開催、日常の清掃業務の中での啓発パンフレットの配布等。
三重県	四日市市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査)	・組合が一括して維持管理契約を行うため、維持管理の徹底が図られる。また組合員は費用面において恩恵が受けられる。 ・組合員の水質保全に対する意識の向上
滋賀県	大津市	住民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査) 維持補助金の申請	
	彦根市	清掃業者団体	住民指導・啓発	
	近江八幡市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	
	甲賀市	住民	契約	集中浄化槽の維持管理を行っている。
	東近江市	住民	契約 手続き等の代行(保守点検・清掃・法定検査) 補助申請の受付	維持管理費の交付条件に法定検査の受検を条件としているため、維持管理組合組織がある地域では受検率が高水準である。

4. 維持管理組織の整備状況

(2) 維持管理組織の概要 (参考事例)

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村名	構成員	活動内容	詳細、メリット等
滋賀県	高島市	住民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	
	日野町	住民	補助申請の受付 住民指導・啓発	より適切な浄化槽維持管理につながり、さらなる生活環境の向上が図れる。
京都府	南丹市	住民	手続き等の代行 (保守点検・法定検査) 住民指導・啓発 法定検査一括受検	
	福知山市	住民	契約 手続き等の代行 (法定検査) 補助申請の受付	
兵庫県	三田市	住民	契約 手続き等の代行 補助申請の受付 住民指導 啓発	集合処理事業の予定がない地域において、概ね自治区ごとに合併処理浄化槽使用者により構成される維持管理組合を設立。点検清掃業者との一括契約等の状況は、組合の主体性に任せており各々異なる。年度ごとに、組合は市に対し維持管理補助金を申請し受給している。現在設立組合数＝58組合
	多可町 (加美区、八千代区維持管理組合)	住民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	維持管理単価について組合が維持管理業者 (保守点検業者、清掃業者) より見積徴収し最低価格見積業者に維持管理を一括委託している。また、維持管理組合は、組合費と町からの補助により安定した運営が確保され、法定検査 (11検査) の受検率が100%となるほか、日常的にも適切な維持管理 (保守点検、薬剤補充や清掃、機器修繕) が図られている。
	丹波市	住民	契約 (保守点検、清掃、法定検査) 住民指導・啓発 薬剤補給 機器の修理	対象：浄化槽整備区域内の浄化槽管理者 活動内容：法定検査、保守点検、清掃の一括契約 (組合からの発注、実施、支払) 消毒薬品の巡回補充。ブロワー、ポンプ、槽本体、付属機器の補修 メリット：法定検査受検率、保守点検実施率の向上、適正な清掃の実施。 デメリット：浄化槽管理者の維持管理意識の低下 (浄化槽管理者としての責任意識の低下。)
	佐用町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 住民指導 啓発 薬剤補給 機器の修理	対象：浄化槽整備区域内の浄化槽管理者 活動内容：法定検査、保守点検、清掃の一括契約 (町からの発注、実施、支払) 消毒薬品の巡回補充。ブロワー、ポンプ、槽本体、付属機器の補修 メリット：法定検査受検率、保守点検実施率の向上 適正な清掃の実施。 デメリット：使用者の維持管理意識の低下。
	宍粟市	住民	記載なし	
	猪名川町	住民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	下水道区域内と比較して維持管理費用が多額となるため、住民組織で保守管理に必要な額と一般的に下水道区域内の方との差額を算定し、町からその補助金を出すことにより、維持管理の徹底と維持管理費の低減が図れる。
	市川町	住民	契約 手続き等の代行 啓発	保守点検、清掃の実施、法定検査受検等の維持管理を適切に行える。
鳥取県	岩美町	住民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査)	修繕費用 (ブロワーの故障修理等) の補助 (上限15,000円)
島根県	出雲市	市町村	補助申請の受付	
	美郷町	保守点検業者 (個別)	町管理浄化槽の維持管理	
岡山県	勝央町	住民 市町村	保守点検 清掃 修繕の補助	勝央町合併処理浄化槽設置整備事業推進協議会 (役員：9名+事務局) は、町内の生活雑排水処理において、合併処理浄化槽設置対象家屋 (集合処理で対応できない家屋) に対し、合併処理浄化槽から放流先までの設置費、維持管理費の補助を行い設置整備の推進を行う。ただし、設置者は集合処理地域と同様に入会金 (受益者負担金)、会費 (下水道使用料) を協議会へ支払う。
広島県	北広島町	住民 市町村	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃)	(大朝地区) 北広島町大朝地区小型合併処理浄化槽推進協議会 (芸北地区) 北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会 浄化槽の保守点検及び清掃業務に係る事務的業務の受委託・分担金徴収
山口県	下関市	保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別)	市管理浄化槽の維持管理	
香川県	さぬき市	住民	契約 手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査) 機器の修理	
愛媛県	愛南町	PFI事業者	手続等の代行 補助申請の受付 住民指導・啓発	
福岡県	朝倉市	工業者 (個別) 保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別)	手続き等の代行 (保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	
	東峰村	各地区の公民館等	助成申請の受付	
	大木町	住民 市町村 その他 (町議会、町環境衛生協議会)	契約 手続き等の代行 (工事・保守点検・清掃・法定検査) 住民指導・啓発	維持管理・清掃業者との一括契約による費用低減を図り、また、価格交渉ができる。各家庭の浄化槽の排水状況を把握することができ、水質の一元管理化及び保守点検技術の底上げに繋がる。
	糸田町	住民 市町村 保守点検業者 (個別) 清掃業者 (個別)	契約 手続き等の代行 (設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査)	
佐賀県	吉野ヶ里町	市町村 保守点検業者	契約 手続き等の代行 (工事・保守点検・清掃・法定検査)	
熊本県	南小国町	住民 保守点検業者	保守点検・清掃 修繕の補助	登録されている住民の保守点検、清掃を管理できる。

5. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	一括契約の推進に積極的に取り組んでいる地方自治体名
北海道	15	[保守点検、清掃及び法定検査] ○市町村設置(3) 壮瞥町、島牧村、厚真町 ○個人設置(9) 上富良野町、南富良野町、中札内村、豊頃町、長万部町、新得町、旭川市、剣淵町、鶴居村 (参考)保守点検と清掃、法定検査のみ(3) 遠別町、大樹町、美深町
青森県	5	十和田市、平川市、佐井村、平内町(市町村設置)、大鰐町(市町村設置)
岩手県	7	宮古市(市町村設置)、二戸市(市町村設置)、奥州市、岩手町、紫波町(市町村設置)、洋野町、一戸町(市町村設置)
宮城県	7	登米市、大崎市、大和町(保守、清掃のみ 市町村設置)、大郷町、大衡村、色麻町、加美町
秋田県	0	
山形県	2	長井市(市町村設置のみ)、最上町
福島県	7	二本松市、伊達市、白河市、会津若松市、喜多方市、金山町、昭和村
茨城県	0	茨城県
栃木県	26	県内全市町村
群馬県	2	群馬県 、前橋市、高崎市
埼玉県	1	熊谷市
千葉県	2	成田市(個人設置)、鴨川市(個人設置)
東京都	4	八王子市(市町村設置)、奥多摩町(市町村設置)、小笠原村(市町村設置)、八丈町(市町村設置)
神奈川県	0	
新潟県	14	新潟市(市町村設置)、長岡市(市町村設置、個人設置)、新発田市(個人設置)、加茂市(個人設置)、十日町市(市町村設置)、糸魚川市、五泉市(個人設置)、上越市(市町村設置)、佐渡市(個人設置)、魚沼市(市町村設置)、南魚沼市(市町村設置)、田上町、出雲崎町(市町村設置)、刈羽村(市町村設置)
富山県	0	
石川県	0	
福井県	1	南越前町
山梨県	0	
長野県	4	高森町(個人型)、阿智村(個人型)、豊丘村(全て)、生坂村(全て)
岐阜県	0	岐阜県
静岡県	0	
愛知県	1	みよし市
三重県	5	松阪市(市町村設置)、多気町、大台町、南伊勢町、大紀町
滋賀県	3	彦根市(個人設置)、近江八幡市、甲賀市
京都府	0	
大阪府	7	高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、柏原市、豊能町
兵庫県	6	神戸市、丹波市、宍粟市(旧山崎町・旧一宮町・旧波賀町の区域)、多可町(旧加美町・旧八千代町の区域)、神河町、佐用町
奈良県	0	
和歌山県	1	高野町(市町村設置)
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	27	岡山県 及び県内市町村
広島県	2	安芸高田市(市町村設置及び移管浄化槽)、北広島町(個人設置)
山口県	1	萩市(市町村設置)
徳島県	3	那賀町(個人設置)、神山町(個人設置)、三好市(市町村設置)
香川県	1	三豊市
愛媛県	5	松山市、伊予市、久万高原町、松前町、愛南町(市町村設置)
高知県	2	土佐町(市町村設置)、津野町(市町村設置)
福岡県	14	大牟田市(個人設置)、久留米市、中間市(個人設置)、小都市(個人設置)、うきは市(市町村設置)、朝倉市(市町村設置)、みやま市(市町村設置)、那珂川町(市町村設置)、遠賀町(個人設置)、鞍手町(個人設置)、大木町(個人設置)、広川町(個人設置)、苅田町、上毛町(個人設置)
佐賀県	0	
長崎県	3	諫早市、西海市、雲仙市(市町村設置)
熊本県	9	熊本市、玉名市(市町村設置)、阿蘇市、長洲町(市町村設置)、和水町、甲佐町、氷川町、五木村、芦北町(市町村設置)
大分県	3	大分県 、九重町、玖珠町、日出町
宮崎県	1	小林市
鹿児島県	0	
沖縄県	0	
合計	191	

5. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(平成26年3月末現在)

(2) 一括契約の概要（参考事例）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
北海道	上富良野町	設置工事 保守点検 法定検査 清掃	補助事業に係る工事完了届出書に、保守点検・清掃委託契約書の写し及び法定検査依頼書の添付を義務づけている。	適切な維持管理が期待できる。
	南富良野町	設置工事 保守点検 法定検査 掃除		
	剣淵町	保守点検 法定検査 清掃		設置者の事務手続きなど負担軽減
	壮瞥町	設置工事 保守点検 法定検査 その他（PR勧誘活	PFI手法導入による一括契約（但し、浄化槽法第11条法定検査については別契約→廃掃法第7条第14項～再委託の禁止）	維持管理を考慮した適正な浄化槽の設置ができる 浄化槽の維持管理費及び手続き等に係る行政経費の軽減
	厚真町	保守点検 清掃	市町村整備事業及び個別排水処理施設整備事業、寄付を受けた浄化槽に対して一括契約している	町で一括契約する事によって個人管理よりこまめな維持管理ができる。維持管理請負者、使用者においてのトラブルが軽減できる。請負者の事務手続きの軽減
	長万部町	設置工事 保守点検 法定検査 清掃	設置届出、使用開始届出時に口頭にて説明	把握がしやすい
	旭川市	設置工事、保守点検、 清掃、法定点検（7条のみ）	補助事業完了報告書提出時に、保守点検・清掃業者との業務委託契約書、浄化槽検査依頼書の添付を要綱で定めている。	
	美深町	保守点検 清掃	設置届時に提出者へ伝える	経費の節減及び管理状況の把握
	遠別町	保守点検 清掃	業務委託契約の締結	コストの軽減
	新得町	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組合への加入を条件	記載なし
	中札内村	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組合への加入を条件	保守点検と清掃を一括一業者に委託することで、適切な清掃時期及び浄化槽の稼働状況の把握ができる。
	豊頃町	保守点検 清掃 法定検査	維持管理協議会への加入を条件	保守点検と清掃を一括一業者に委託することで、適切な清掃時期及び浄化槽の稼働状況の把握ができる。
	鶴居村	保守点検、清掃、法定 検査	設置整備事業補助（規則）において、事業完了届の添付書類として保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書（写）、法定検査依頼書（写）の提出を求めている。	
	青森県	十和田市 (市町村設置型)	設置工事、保守点検、 清掃、法定検査、事務 手続き、事業説明、普	PFI法に基づき事業者と事業契約を締結しており、年度協定も締結している。
平内町 (市町村設置型)		保守点検・清掃・汚泥 搬出	保守点検・清掃・汚泥搬出業務を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。	保守点検・清掃・汚泥搬出業務を一括契約することにより、事務処理の簡略化につながっている。
平川市		保守点検、清掃		一括で発注することにより、保守点検や清掃業務を効率よく行うことができ、経費の削減等にもつながる。
大鰐町 (市町村設置型)		保守点検、清掃	設置工事は排水設備工事業者で入札、保守点検・清掃は専門の管理業者で入札、法定検査は法定検査機関で実施	市町村設置型により処理水の管理の徹底化
佐井村		保守点検、清掃、法定 検査	村内に、法定検査等をできる業者が1社しかないため、随意契約としている。	一括契約することで、経費が削減できる。
岩手県	宮古市	設置工事 保守点検 法定検査 清掃	PFI法に基づいて事業者と契約を締結している	適正な維持管理の推進が図られる。
	二戸市	保守点検 清掃	指名競争入札による委託契約。	効率的な維持管理の推進を図ることができる。
	奥州市	設置工事 保守点検 法定検査 その他（修繕含む）	PFI（水沢区のみ）	契約業者が設置から維持管理まで行うため、事務の量が削減される
	岩手町	保守点検 清掃	市町村設置型で設置する浄化槽について、保守点検、清掃ごとに年間委託契約。	適正な維持管理が図られる。
	紫波町	設置工事 保守点検 法定検査 清掃	PFI	適正かつ効率的な維持管理が図られる
	洋野町	保守点検 法定検査 清掃		競争入札の実施により契約を締結していることから、発注コストの低減や受注業者の技術向上が図られる。
	一戸町	保守点検 清掃	・20人槽以下は年4回の保守点検を、21人超50人槽以下は年6回の保守点検を実施。 ・清掃は、基本的に汚泥の引き抜きの際に実施。	清掃時期の判断をまかせられることから管理面の効率が良い。
	宮城県	登米市 (市町村設置型)	保守点検 清掃 法定検査	
大崎市 (市町村設置型)		保守点検 清掃 法定検査	保守点検は月1回あたりの単価・清掃は1m3あたりの単価・法定検査は手数料の単価契約としており、清掃の時期や法定検査の時期は点検業者の判断に任せている。 合併前の古川市を3地区に分割・合併前の6町はそれぞれの区域で、大崎市9地区に分けて入札により業者決定している。	保守点検業者の判断で清掃ができるので、適切な管理がしやすい。
大郷町 (市町村設置型)		保守点検 法定検査	管理会社を入札により決定している。 市町村整備推進事業で設置した町管理の浄化槽に対して行っている。	維持管理方法が統一され、放流水質の徹底が図られる。
大衡村 (市町村設置型)		保守点検 清掃	一括発注により推進している。	適期に清掃を実施することにより、放流水質の安定が図られる。
色麻町 (市町村設置型)		保守点検 清掃		浄化槽の状況を見ながら監理業者の判断で清掃できる。
加美町 (市町村設置型)		保守点検 清掃 法定検査	保守点検（年12回）業務・汲取清掃（年1回）業務を一括し、法定検査費用を上乗せし委託契約を締結している。	経費の縮減。
山形県	長井市	保守点検 清掃		
	最上町	設置工事 保守点検 法定検査 清掃	PFI事業にて、SPCと設置及び維持管理の契約を締結している。	
福島県	二本松市 (個人設置型)	保守点検 清掃 法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。
	伊達市 (個人設置型)	保守点検 清掃 法定検査	市の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で実績報告書提出の際、一括契約に関する書類添付を条件としている。	浄化槽設置後の保守点検、清掃（年1回）、法定検査の実施について確約される。

5. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(平成26年3月末現在)

(2) 一括契約の概要（参考事例）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
福島県	白河市 (市町村設置型)	保守点検 清掃	年度ごとに「保守点検1回の金額」及び「清掃2㎡の金額」を入札で決定し、単独契約により既設及び新設の浄化槽の保守点検・清掃を委託している。	事務の省略化。
	会津若松市 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	個人設置の一般家庭用合併処理浄化槽について、保守点検・清掃業者に対し、浄化槽管理者との保守点検・清掃・法定検査の一括契約への協力依頼している。	浄化槽の適正な管理が担保される。
	喜多州市	保守点検 清掃 法定検査	市内の保守点検業者等で構成する推進協議会を平成24年7月に設立。	浄化槽の総合的な維持管理及び、トラブルに迅速な対応ができる。
	金山町 (市町村設置型)	保守点検 清掃 法定検査	指名競争入札による委託契約。	一括契約により、費用の軽減が図られ、管理状況が容易に確認できる。
	昭和村	保守点検 清掃		対象浄化槽の確認・把握のしやすさ、必要業務漏れの防止等
茨城県	—	保守点検 清掃 法定検査	・浄化槽設置届出（建築確認）時に一括契約が締結されているか確認している。 ・一括契約の締結を設置補助金の要件としている。	適正な維持管理の促進及び法定検査受検率の向上
栃木県	県内全市町	保守点検 法定検査	一括契約書のひな型を業者に推奨しており、設置の際に確認している。	保守点検の契約と同時に法定検査受検を担保できる。
群馬県	—	保守点検 清掃 法定検査	本県の場合、効率化11条検査を導入しており、保守点検契約時に、清掃の契約と法定検査の申込みも併せてお願いしている。したがって、保守点検業者が清掃の契約と法定検査の窓口も兼ねている。	3つの契約を1回で済ませることができる。保守点検の契約をすることで法定検査と清掃が担保できる。
埼玉県	熊谷市	保守点検 清掃 法定検査	・市報への掲載。 ・ホームページへの掲載。	・使用者の契約の手間が省ける。 ・維持管理経費の削減。 ・保守点検、清掃、法定検査の実施徹底につながる。
千葉県	成田市	保守点検 清掃 法定検査の受検手続 維持管理補助金の申請 代行	契約の形態：浄化槽管理者、協同組合成田市個人下水道管理協会、成田市浄化槽清掃許可業者、この三者間の合併処理浄化槽維持管理業務契約です。 ※協同組合成田市個人下水道管理協会は市の呼びかけにより設立されましたが、成田市とは独立した民間法人であり、運営上も独立しています。	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。 個人下水道管理協会により、代行で補助金申請を行うので、契約者（住民）の手間が省ける。
	鴨川市	保守点検 清掃	市で許可する浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃技術者に併せて浄化槽管理士の有資格者を置くよう指導し、保守点検と清掃業務を一体的に行える体制を整えさせている。	浄化槽の適正な維持管理が期待できる。
東京都	小笠原村	保守点検 清掃	コミュニティプラントの維持管理と浄化槽保守点検、清掃を一括して委託契約を締結している。	保守点検、清掃を確実に実施するとともに、使用料を統一することにより住民負担の公平性を確保している。
	八王子市	保守点検 清掃 法定検査	市設置型浄化槽の維持管理については、保守点検、清掃、法定検査それぞれ年間委託契約（単独契約）	市が保守点検や清掃、法定検査を委託することで、維持管理が適正に行える。
新潟県	新潟市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	維持管理費に相当する料金を徴収	
	長岡市 (市町村設置、個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	保守点検、清掃ができる業者を選定し、入札により年間の維持管理委託契約を締結。	同一業者が全般的な維持管理を行うことにより、浄化槽の状況がリアルタイムで把握可能となり、迅速で適切なメンテナンスを行うことが可能。
	新発田市 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	補助金申請の際に保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書、法定検査申込受理通知書の写しを添付してもらう。	
	加茂市 (個人設置)	設置工事 保守点検 法定検査	実績報告の際、維持管理契約書を添付してもらう	
	十日町市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査		作業の効率化
	糸魚川市	保守点検 清掃 法定検査	30人槽以下の保守点検と清掃は、単独契約による委託。 31人槽以上の保守点検は入札による契約	管理者が個々の浄化槽の状態、使用状況を把握。 法定検査受検の徹底化
	五泉市 (個人設置)	設置工事 保守点検 法定検査	実績報告書を提出時に左記契約書を添付させている	契約後、保守点検業者が毎年、点検、清掃することになる。
	上越市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査（11条に限）	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検契約を結ぶ際、委託業務内容に清掃と法定検査（11条検査）を含めている。	・保守点検の際、清掃が必要な状態が発見された場合に迅速に対応できる。 ・保守点検を行っている浄化槽の法定検査が確実に受検でき
	佐渡市 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	補助金申請の際に、法定検査・清掃を含んだ保守点検業務の委託契約書を必ず添付させる。また、7条検査申込ハガキの写しも同様に添付させている。	補助対象者の未受検・未管理を無くすため。
	魚沼市 (市町村設置)	保守点検 清掃		
	南魚沼市 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	保守点検、清掃、法定検査をできる業者を対象に入札にて契約。	一元的に維持管理を行うことによって、1基当たりの費用を抑え、適切な維持管理を効率的に行うことができる。
	田上町	保守点検 清掃 法定検査	実績報告の際、維持管理契約書を添付してもらう	
	出雲崎町 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査		使用者の手間を軽減し、維持管理業務を円滑に行える。
	刈羽村 (市町村設置)	保守点検 清掃 法定検査	村で設置した合併処理浄化槽（50人槽以下）について、年間契約による維持管理を実施。	維持管理業務の一元化。
	福井県	南越前町 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査	補助事業（個人設置型）で設置する浄化槽について、町に寄付する形で管理者権限を移譲し、個人は下水道料金相当分を町に支払うことで、町が保守点検・清掃・法定検査の管理を
長野県	高森町	設置工事 保守点検 法定検査 維持管理委託 汚泥搬出契約	施工業者が代行し設計概要書、設置届出書の提出、書類提出時に契約書の写し等を添付してもらう。	施工前に施主に法的な義務が有ることを理解してもらえる。
	阿智村 (個人設置)	保守点検 清掃 法定検査 機器の修繕	交付金対象事業の旧阿智地区・清内地区の設置者は、契約を前提として設置する。 浪合地区の設置者は、合併協議により対象外地域となっている。	下水道・農業排水集落施設と同等な、維持管理費で浄化槽の使用が可能となっている。 村が排水の水質について関与することができる。
	豊丘村	保守点検 清掃	豊丘村排水処理管理組合（任意団体）への加入。	保守点検料・汚泥汲取り料の低価格化。

5. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要
岐阜県	—	保守点検 清掃 法定検査	「岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会」（構成員：保守点検業者組合、清掃業者組合、施工業者組合、指定検査機関）が、一括契約を実施。保守点検の営業時等に一括契約を締結。	法定検査率の向上その他浄化槽管理の適正化が図られる。
愛知県	みよし市	保守点検 清掃	市内業者等に保守点検、清掃について業務委託の形式で一括して委託	一括して委託することにより委託費、事務に係る経費及び時間の削減
三重県	松阪市	保守点検 法定検査 飯南、飯高管内 （市町村設置型）		
	多気町	保守点検 清掃		対象は、町管理の浄化槽のみ
	大台町	保守点検 清掃		対象は、町管理の浄化槽のみ
	南伊勢町	保守点検 清掃 法定検査	南島地区においては、南伊勢町合理化協定を締結し、南勢地区においては南勢町合理化計画を作成している。新町に移行し、新しい合理化協定は作成中です。	・法定検査・・・一般財団法人 三重県水質検査センター ・保守点検・・・南島地区 南島清掃有限会社 南勢地区 志南清掃株式会社 ・清掃・・・南島地区 南島清掃有限会社 南勢地区 志南清掃株式会社 * 役場管理の浄化槽についてであり、個人管理の浄化槽に関しては行っていません。
滋賀県	彦根市	設置工事 保守点検 法定検査 清掃	維持管理組織によるPR 市広報によるPR	11条検査の受検率向上
	近江八幡市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理組織によるPR	11条検査の受検率向上
	甲賀市	保守点検 法定検査 清掃	効率化11条検査により実施	法定検査の受検率が上昇した。
大阪府	高槻市 （市町村設置）	保守点検 清掃	指名競争入札により、保守点検・清掃を一括して委託している。	1社が維持管理することにより住民への対応がスムーズに行える。 問題発生時において責任の所在が明確となり速やかな対応が可能である。
	枚方市 （市町村設置）	保守点検 清掃 法定検査	一般競争入札により、保守点検・清掃・法定検査（申し込み）を一括して委託している。	1社が維持管理することにより住民への対応がスムーズに行える。 問題発生時において責任の所在が明確となり速やかな対応が可能である。
	茨木市 （市町村設置）	保守点検 清掃 法定検査	指名競争入札により、保守点検・清掃・法定検査（申し込み）を一括して委託している。	同一業者が行うことにより、浄化槽の状態を継続的に把握でき、適正な維持管理が可能。
	富田林市 （市町村設置）	設置工事 保守点検 法定検査 軽微な補修	PFI方式による市設置型浄化槽整備推進を実施。	大量発注と同等の効果で、経費を節減できる。また職員の事務経費を大幅に軽減できる。 民間の営業力を十分に発揮することで、事業の進捗速度が上がる。 設置工事と保守点検をセットにすることで、メンテナンスの容易な機種を選定できる。
	大東市 （市町村設置）	保守点検 清掃 法定検査	「戸別浄化槽施設維持管理業務委託」として大東市清掃業者組合（浄化槽維持管理業者で組合を設立）と業務委託契約を締結し保守点検・清掃・法定検査（申し込み）を確実に行うようにしている。	一括契約により、適正な維持管理ができる。
	柏原市 （市町村設置）	設置工事 保守点検 法定検査 軽微な補修	PFI方式による市設置型浄化槽整備推進を実施。	事業者が、設置工事から維持管理（清掃を除く）まで全てを行うため、効率よく業務を進めることができ、職員の事務量及び経費を削減することができる。
	豊能町 （市町村設置）	保守点検 清掃	指名競争入札により、保守点検・清掃を一括して委託している。	1社が維持管理することにより住民への対応がスムーズに行える。 問題発生時において責任の所在が明確となり速やかな対応が可能である。
兵庫県	神戸市	設置工事 保守点検 清掃 法定検査	神戸市浄化槽指導要綱に基づく指導 浄化槽設置者に対し、建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の計画の通知をしようとするとき、確認申請書又は計画通知書に、設置及び管理の契約業者（浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守管理業者）を記入させた浄化槽管理等届及び指定検査機関の使用開始検査等承諾書の写しを添付させることとしている。また、浄化槽法第5条第1項の設置届に対しても同様に指導している。	浄化槽設置者に対し浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の必要性を認識させるとともに、保守点検、清掃及び7条検査の確実な実施に寄与している。
	丹波市	保守点検 法定検査 薬剤補充 槽本体・機器補修	管理組合を組織し、浄化槽管理者が契約対象業務の実施を組合に委託。受託した組合が指定検査機関・関係業者と一括契約を締結。	法定検査受検率、保守点検実施率の向上及び適正な清掃実施。
	宍粟市	保守点検 清掃 法定検査	特になし。	適切な保守点検、清掃の実施 法定検査受検率の向上 効果的な薬剤補充とブロワーの修理 不適切業者の排除
	多可町 （加美区・八千代区維持管理組合）	保守点検 清掃 法定検査	対象区域内の浄化槽管理者が加入する維持管理組合が行う事業に対し、育成事業補助金を町が管理組合に交付することにより、一括発注の促進を図っている。	日常的に適切な維持管理（保守点検、薬剤補充や清掃、機器修繕）が行える。
	佐用町	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽管理業者と保守点検・清掃業務につき年間契約、指定検査機関である（社）兵庫県水質保全センターと法定検査について年間契約を締結。	年間を通じ計画的に作業を実施でき、実施漏れがなくなる。
	神河町	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽管理業者と保守点検・清掃業務につき年間契約、指定検査機関である（一社）兵庫県水質保全センターと法定検査について、年間契約を締結。	年間を通じ計画的に作業を実施でき、実施漏れがなくなる。
岡山県	—	保守点検 清掃 法定検査	浄化槽の設置届出等の受理において、上記の3者と設置者（浄化槽管理者）との間で4者契約が結ばれていることを確認している。	適正な保守点検と清掃及び法定検査の受検率向上が図れる。
広島県	安芸高田市	保守点検・清掃	市町村設置型及び移管浄化槽を対象とし、保守点検と清掃について年間委託契約。	適正な維持管理が図られる。
	北広島町	保守点検・清掃	町内2地区（旧2町）について、協議会が業者と一括契約を行う町、保守点検業者、清掃業者、法定検査機関から構成された協議会が窓口となって普及を推進させる。	適切な維持管理の推進を図ることができる
徳島県	那賀町	保守点検 法定検査 清掃	協議会が窓口となって普及を推進させる。	一括契約をすると、町から一律の助成金が出る。
	神山町	保守点検 法定検査 清掃	協議会が窓口となって普及を推進させる。	一括契約をすると、個別で契約するより保守点検、清掃料金が使用人員等を考慮して安価になる場合がある。
	三好市 （市町村設置）	保守点検 法定検査 清掃	市町村設置型浄化槽整備により設置された浄化槽を管理する	適正な維持管理が図られる。
香川県	三豊市	保守点検 法定検査 清掃	一括契約は、組合（保守点検業者と清掃業者）の啓発活動事業として行っている。	浄化槽の維持管理の3点セットが確実に実施される。 年間の維持管理費用が明確になる。

5. 一括契約（浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等）の実施状況

(2) 一括契約の概要（参考事例）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	市町村名	契約の対象業務	推進の方法	メリット等概要	
愛媛県	伊予市	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）が主体となって、市町の協力のもと一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。 年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査が行える。 11条検査の実施率が向上する。	
	松前町	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）が主体となって、市町の協力のもと一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃、法定検査が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。 年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査が行える。 11条検査の実施率が向上する。	
	久万高原町	保守点検 清掃 法定検査	保守点検業者（管理協同組合）と町が主体となって一括契約の推進を図っている。	対象浄化槽：市町村整備推進事業で設置された50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：同左	
	松山市	保守点検 清掃	保守点検の団体及び清掃の団体それぞれが主体となって、一括契約の推進、拡大を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：保守点検、清掃が一括して契約ができ、個々に契約する煩わしさがなくなる。 年間の費用が明確になる。またトラブル等に迅速な対応が取れ安心して浄化槽が使用できる。 保守点検、清掃が確実に実施される。	
	愛南町 （特別目的会社 （SPC））	設置工事 保守点検 法定検査 [PF1]方式により行う町 営浄化槽整備推進事業	推進事業の事業を目的とする特別目的会社（SPC）が主体となり、法定検査業務の一括推進を図っている。	対象浄化槽：50人槽以下の小型合併処理浄化槽 メリット：設置工事、保守点検、清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査が総合的に見える。 11条検査が確実に実施でき、受検率の向上につながる。	
高知県	土佐町（市町村設置型及び町に寄付された浄化槽）	保守点検 清掃 法定検査		契約事務の簡素化	
	津野町（市町村設置型）	保守点検 清掃			
福岡県	大牟田市 （個人設置）	保守点検、清掃 法定検査	①維持管理委託業者へ一括契約を指導、②補助申請時に設置者へ説明、③設置計画書受理書交付時に設置者へ説明	一括契約なので保守点検、清掃、法定検査が確実に実施される	
	久留米市	保守点検、清掃 法定検査	実績報告書提出時に、浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）の写し及び領収書の写し、浄化槽法点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを添付書類としている		
	中間市 （個人設置）	設置工事、保守点検、 清掃、法定検査	補助をうける浄化槽設置の場合、維持管理契約書を提出させている	法定検査受検の促進になる	
	小郡市 （個人設置）	設置工事、保守点検、 清掃、法定検査	完了報告書に浄化槽維持管理契約書（写）の添付を義務付けている	補助金により設置した浄化槽は、法定検査（11条）をほとんど行っている	
	うきは市 （市町村設置）	保守点検、清掃 法定検査		適切な維持管理が期待できる	
	朝倉市 （市町村設置）	保守点検、清掃 法定検査			
	みやま市 （市町村設置）	保守点検、清掃 法定検査	市町村設置型の事業を開始前に、みやま市内浄化槽維持管理業者と協議を行い、事業の理解と協力をお願いした。	概要：市町村設置型区域内をみやま市内の業者で地域割りをしている。 メリット：浄化槽の適正な管理が可能。	
	那珂川町 （市町村設置）	保守点検、清掃 法定検査		自治体で管理している浄化槽の維持管理を委託する契約。内容は、保守点検、清掃、法定検査の手続きの代行等。	
	遠賀町 （個人設置）	保守点検、清掃 法定検査	実績報告書の提出時に法定検査手数料領収書の写し、浄化槽保守点検清掃業務委託契約書の写しを添付させている	適正な維持管理の推進	
	鞍手町 （個人設置）	保守点検、清掃 法定検査	補助をうける浄化槽設置の場合、維持管理契約書を提出させている	法定検査受検の促進になる	
	大木町 （個人設置）	保守点検 清掃 法定検査	集落説明会の開催、広報による周知、未加入者への電話勧誘やチラシ送付による加入促進	維持管理・清掃業者との一括契約による費用低減を図り、また、価格交渉ができる	
広川町 （個人設置）	保守点検、清掃 法定検査		適正な維持管理の推進		
菊田町 （個人設置）	設置工事、保守点検、 清掃、法定検査	完了受付時に保守点検、清掃、法定検査の契約書を添付させている			
上毛町 （個人設置）	保守点検、清掃、法定 検査	補助金実績報告書の提出時に、浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書の写しを添付させている	適正な維持管理の推進		
長崎県	諫早市（市町村設置）	保守点検 清掃	特になし。	事務の簡素化、経費節減	
	西海市 （市町村設置）	保守点検 清掃	特になし。	一括発注により業務量を削減することができる。	
	雲仙市 （市町村設置）	保守点検 清掃	市町村設置型で整備した浄化槽について、保守点検・清掃委託業務契約を結んでいる。	一括契約により、適正な維持管理や事務が効率的に実施できる。	
	熊本市	保守点検 清掃 法定検査	維持管理一括契約書（浄化槽管理者、保守点検業者、清掃業者、浄化槽協会の四者で行われる契約）の写しを浄化槽設置計画書または届出書の添付書類としている。	浄化槽管理者が浄化槽設置後の維持管理の内容とそれに伴う費用を認識できる。	
熊本県	玉名市	保守点検 清掃 清掃	同業者に年契約として一括契約	定期的な点検・清掃を実施している。	
	阿蘇市	保守点検 法定検査			
	長洲町	保守点検 清掃	年間委託による。	定期的な点検・清掃を実施している。	
	和水町	保守点検 清掃	町内では、清掃の許可業者が1社しかないため、保守点検と清掃と一括契約を実施している。	契約金額が一括で契約しているので安くなる。	
	甲佐町	保守点検 清掃 法定検査	許可業者と連携を図り、保守点検、清掃の維持管理契約に、新たに法定検査まで含めた維持管理契約を浄化槽設置者と締結していただいている。	確実に保守点検・清掃・法定検査を行ってもらえる。	
	水川町	設置工事 保守点検 法定検査	水川町浄化槽設置整備事業補助金要綱	確実に保守点検・清掃・法定検査を行ってもらえる。	
	芦北町	保守点検 清掃	指名競争入札による保守点検、清掃及び修繕の一括契約	指名競争入札で一括契約することにより、保守点検及び清掃単価を安くすることができる。	
	五木村	保守点検 清掃 法定検査	本村における浄化槽清掃及び点検の許可業者が1件のみであるため、設置届出等の際は許可業者との契約及び法定検査機関へ連絡しているかの確認を行っている。		
	大分県	玖珠町	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し浄化槽管理者へ周知している。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
		九重町	保守点検 清掃 法定検査	チラシを作成し浄化槽管理者へ周知している。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上
日出町		保守点検 清掃 法定検査	補助事業の実績報告書に保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し、法定検査依頼書の写しの添付を義務付けている。	適正な維持管理の推進 法定検査受検率の向上	

6. 浄化槽管理者講習会の実施状況

(平成26年3月末現在)

都道府県名	講習会の開催		開催回数	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	開始年	主催者等		備考
	実施	未実施						都道府県	都道府県以外	
北海道		○								
青森県		○								
岩手県	○		年1回	浄化槽保守点検業者に配属の浄化槽管理士	浄化槽の最新の技術的指導、維持管理上の諸課題	浄化槽の適正な維持管理と保守点検のための専門研修	H26	○		(指定検査機関との共催)
宮城県		○								
秋田県	○		年1回	新規設置者 既設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 使用上の注意について	浄化槽セミナー	H18	○	市町村 指定検査機関	浄化槽設置整備事業を実施している市町村において2市町村を選定し実施。
山形県	○		地区ごとに年1回	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 使用上の注意について	浄化槽新規設置者講習会	S56		市町村 指定検査機関	
福島県	○		62回	新規設置者等	管理者の義務について 必要な手続きについて 浄化槽の仕組み・構造について 日常の維持管理について	浄化槽設置講習会ほか	H12		市町村	5市町において実施
茨城県		○								
栃木県		○								
群馬県	○		地区ごとに年3回 ～10回	新規設置者等	管理者の義務について 使用方法について	浄化槽教室		○		
埼玉県	○		一部の市町で年1 回程度	使用者等	浄化槽の仕組み・構造について 管理者の義務について 日常の維持管理について	浄化槽管理者講習会等	H18等	○	市町	市の一部で実施
千葉県	○		5回(平成25年度)	浄化槽管理者等	浄化槽の仕組み・働き 浄化槽の管理・清掃 法定検査 水質測定実習	浄化槽講習会	H21	○	NPO法人 指定検査機関 維持管理業団体	開催地市町村に協力依頼 NPO法人環境カウンセラー千葉県協議会に講師依頼
東京都		○								
神奈川県		○								
新潟県		○								
富山県		○								
石川県		○								
福井県	○		地区ごとに開催 全体で年15回程度	新規設置者 法定検査C判定者	日常の維持管理について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	S58			県以外の機関 県浄化槽協会へ委託
山梨県	○		県内5地区で地区 ごとに年3回開催	新規設置者設置者	浄化槽の維持管理、清掃、法定検査 について	浄化槽設置者講習会	H23	○		権限を移譲した市
長野県	○		市町村において 年1回～12回	新規設置者等	浄化槽の維持管理について等	浄化槽設置者講習会	-		市町村、維持管理組合等	開催していない市町村も有り
岐阜県	○		地区事務所ごと に年2、3回		浄化槽の仕組み・構造について 管理者の義務について 日常の維持管理について	浄化槽設置者講習会	S60	○		
静岡県	○		県、市町及び浄化槽関係団体等 が連携し、各市町ごとに開催 (年間66回)	新規設置者	管理者の義務について 使用上の注意について 日常の維持管理について	浄化槽新規設置者講習会	H1	○	政令市、権限移譲市、市町	
愛知県		○								
三重県		○								
滋賀県	○		年間3回 年間32回	国庫補助対象浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について 法定検査の受検について 補助金申請の手続きについて	浄化槽講習会 浄化槽補助金説明会 合併浄化槽維持管理研修会	H13年度 不明		彦根市 近江八幡市	
京都府		○								
大阪府		○								
兵庫県		○								
奈良県		○								
和歌山県	○		市町村ごとに開催 22回(H25実績)	新規設置者 既設置者 浄化槽関係者	管理者の義務について 浄化槽の仕組み・構造について 日常の維持管理について	浄化槽管理講習会	H18		市町村 和歌山県法定検査推進協議会	15市町において実施
鳥取県	○		地区ごとに年1回	新規設置者	管理者の義務について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	S62	○		権限移譲市町 県浄化槽協会
島根県	○		保健所管内ごとに開催		浄化槽法について 浄化槽の仕組み・構造について	新設浄化槽ユーザー講習会	H24		指定検査機関、 (一社)島根県 浄化槽協会	指定検査機関と浄化槽協会が独自事業として共催
岡山県	○		年3回	過去1年間に新規設置した設置者及び11条検査不適正浄化槽管理者	浄化槽法のあらまし 生活排水対策について 浄化槽の構造・正しい使い方	浄化槽設置者(管理者)講習会	H19年度		倉敷市 (後援) 倉敷市環境衛生協議会 (公社)倉敷理	(公社)倉敷環境検査センターに業務委託
広島県	○		①新規設置者(2ヶ年分) ②浄化槽を新たに設置し使用する者 ③7条検査対象者		①浄化槽の適正な維持管理について ②浄化槽関係法令・浄化槽のしくみ・適正な使用・管理について ③浄化槽のしくみ、使用方法、適正管理、法定検査について	①浄化槽設置者(管理者)講習会 ②浄化槽設置者維持管理講習会 ③浄化槽維持管理講習会	①H23年度 ②H21年度 ③H22年度		①三原市 ②福山市 ③東広島市 ①②③とも(公社)広島県環境保全センターとの共催	
山口県	○		5県保健所：23回 下関市：8回 山口市：6回	浄化槽設置者	浄化槽のしくみや維持管理の重要性、浄化槽を使用する上での注意事項など	浄化槽設置者講習会	県：S63 下関市：H20 山口市：H23	○	下関市 山口市	

6. 浄化槽管理者講習会の実施状況

(平成26年3月末現在)

都道府県名	講習会の開催		開催回数	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	開始年	主催者等		備考	
	実施	未実施						都道府県	都道府県以外		
徳島県	○		総合県民局・保健所・検査機関で開催 年間約50回	新規設置者 転換設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について	浄化槽教室	-		指定検査機関	指定検査機関に委託	
香川県	○		年17回(年度予定)	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 浄化槽の普及状況について	浄化槽設置届出者講習会	H9	○			指定検査機関に委託
愛媛県		○									
高知県	○		保健所ごとに年1回	浄化槽管理者等 県民	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 浄化槽の普及状況について	浄化槽適正管理講習会	H15		指定検査機関	指定検査機関に委託	
福岡県		○									
佐賀県	○		旧保健所地区ごとに月9回 年間108回	浄化槽管理者(使用者)、 浄化槽設置直前の住民	必要な手続きについて 日常の維持管理について	浄化槽設置者講習会	H4	○	県と次の3者として 4者共催 ・(一財)佐賀県浄化槽協会 ・(一財)佐賀県環境科学検査協会 ・佐賀県浄化槽普及促進協議会		
長崎県	○		年1回	浄化槽管理者 浄化槽関係業者	・不適正浄化槽について ・浄化槽設置整備事業について ・構造・管理と法定検査について ・ロータリープロワーの点検実習	浄化槽講習会	H25	○	対馬市(一財)長崎県浄化槽協会		
熊本県	○		1回	新規設置者	浄化槽の機能と構造について 浄化槽の維持管理と法定検査について	浄化槽設置者講習会	H25		天草市		
熊本県	○		1回	新規設置者 法定検査不適正管理者 法定検査受検拒否管理者	浄化槽法について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について	浄化槽管理者講習会	H23		宇土市		
大分県	○		保健所ごとに年1、3回	新規設置者	管理者の義務について 浄化槽の仕組・構造について 日常の維持管理について 公共用水域の現状について	浄化槽管理者講習会	H17	○			
宮崎県	○		県内12会場で開催 計138回	新規設置者	管理者の義務について 日常の維持管理について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	H16	○			
鹿児島県		○									
沖縄県	○		保健所ごとに月1回 計72回	新規設置者	管理者の義務について 法定検査について	浄化槽設置者講習会	H13	○	那覇市	保健所職員による実施	

7. 浄化槽台帳の整備状況（都道府県）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	台帳の対象市町村名 (都道府県の台帳がカバーしている市町村名)	市町村所有の台帳及び指定検査機関等との連携について	台帳で管理（あるいはリンク）している項目								台帳情報の精査状況		台帳電子化状況			GIS情報整備状況			備考			
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	住民基本台帳	休止届	その他	精査を行っている	精査を開始した時期と頻度について	浄化槽台帳を			台帳情報を電子地図上					
														等表管理計算	ムシ管処理	システム導入を検討中	はい	いいえ		今後導入を検討中		
青森県	青森市を除く全市町村	無し	○	○	○	○		○				○	平成18年度及び平成19年度において、県浄化槽台帳と指定検査機関の台帳を照合した。また、平成20年度において、県浄化槽台帳と市町村の下水道接続データの照合を行っている。		○							
岩手県	大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町	有	○	○	○			○	○			○	年1回		○							
秋田県	横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、三種町、八郎潟町、井川町、大潟村		○	○	○							○	H23～H24		○							
福島県	なし	なし																				全市町村へ権限移譲済
茨城県	県内全域	浄化槽台帳の作成を指定検査機関に委託し、法定検査受検状況とリンクさせている。また、毎年市町村に浄化槽台帳を配付し、下水道接続等により廃止した浄化槽がある場合等、市町村が把握している浄化槽の廃止物件に関する情報提供を依頼している。	○		○					○		○	下水道の接続による浄化槽の廃止等、市町村で把握している浄化槽の廃止物件について、H25以降毎年、市町村に情報提供を依頼している。		○							
群馬県	前橋市・高崎市を除く全市町村	指定検査機関との連携有り	○	○	○	○	○		○			○	随時		○							
埼玉県	川口市、行田市、所沢市、本庄市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、朝霞市、桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、小川町、川島町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町	一部有	○	○	○	○	○								○							
千葉県	千葉市、船橋市及び柏市を除く51市町村	指定検査機関とデータを共有	○	○	○	○	○					○	H25年度に実施し、今後は必要に応じて精査をする予定		○							
東京都	23区、八王子市、町田市以外の都内市町村	指定検査機関とは連携している	○	○	○							○	左記の届け出を受理した都度、反映する。法定検査の申込時など、指定検査機関から照会があった場合、必要に応じて届出書類の提出を求める。H23年度より、多摩地域の市町村所有の浄化槽台帳と下水道台帳との突合作業を行っている。		○							
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横浜須賀、茅ヶ崎市以外		○	○											○							
新潟県	全市町村（権限移譲市町村を除く）	指定検査機関と連携している	○	○	○					○		○	年1回程度		○							
富山県	富山市を除く14市町村（高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町）	県で一括管理（保守・更新等業務を指定検査機関に委託）	○	○	○	○	○					○	随時		○							
石川県	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	市町村、検査機関には台帳を逐次提供し、情報を供用している	○	○	○							○	平成21年度より精査開始 年に数回実施		○							
福井県	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、おおい町	連携していない	○	○	○							○	平成13年から年に1回程度		○							
山梨県	県内27市町村	ある	○	○	○							○	平成23年度 年1回以上		○							
長野県		市町村からの情報提供及び指定検査機関との情報交換																				市町村及び指定検査機関の台帳を活用
岐阜県	岐阜市を除く全市町村	設置届の通知。法定検査結果の通知。	○												○							法定検査機関の台帳をweb上で閲覧することができる。

7. 浄化槽台帳の整備状況（都道府県）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	台帳の対象市町村名 （都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	市町村所有の台帳及び指定検査機関等との連携について	台帳で管理（あるいはリンク）している項目								台帳情報の精査状況		台帳電子化状況			GIS情報整備状況			備考			
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	住民基本台帳	休止届	その他	精査を行っている	精査を開始した時期と頻度について	浄化槽台帳を			台帳情報を電子地図上					
														等表管理計算	ムシ管処理	システム導入を検討中	はい	いいえ		今後導入を検討中		
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市及び富士市以外の全各市		○	○	○							建築用途 浄化槽の種類	○	浄化槽法に基づく浄化槽使用廃止届 出受理時及び常時の台帳整備時	○					○		
愛知県	一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	浄化槽情報を整理している市町村の台帳情報及び指定検査機関の保有する浄化槽情報について共有を図っている。	○	○	○								○	H15年度～随時		○				○	○	
三重県	県内全各市	法定検査の実施に必要な情報のみを抽出し指定検査機関へ提供	○	○	○								○	随時						○	○	
滋賀県	権限移譲につき、台帳を所有していない																					
京都府	京都市以外	毎月市町村から台帳更新情報を收受し、指定検査機関に転送			○	○	○	○			○					○				○		
大阪府	池田市、泉大津市、守口市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	指定検査機関からの法定検査結果をcsvで提供を受けている。	○	○	○	○	○	○					○	H18年度～継続			○			○		
兵庫県	猪名川町、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市		○	○	○	○	○									○				○		
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、高取町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村、大和高田市、大和郡山市、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、野迫川村、上北山村	○	○	○	○					○			○	法施行から			○				○	
鳥取県	三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町	年1～12回台帳の突合せを実施	○	○	○	○	○	○					○	H17年度から年1～12回程度の頻度	○					○		
島根県	県内全各市町村	○	○	○	○	○	○	○					○	H25年度に実施済み		○				○		
岡山県	岡山市、倉敷市以外の県内市町村		○	○	○						○		○	平成6年度から年一回実施 平成25年度から平成26年度で一回実施中		○				○		
山口県	岩国市、和木町（岩国健康福祉センター）	浄化槽協会への届出の供覧及びデータ管理	○												○					○		
	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町（柳井健康福祉センター）	必要に応じて適宜情報提供	○	○	○	○	○	○		○			○			○				○		電子台帳はaccessを使用
	下松市、光市、周南市（周南健康福祉センター）	指定検査機関の台帳と情報を共有	○	○	○	○	○	○		○					○					○		
	防府市（山口健康福祉センター）	指定検査機関との連携あり	○		○					○			○	H26.4月から四半期毎に精査（H24年度からの市補助金対象、H25.1月からの下水道接続）	○					○		
	宇部市、美祢市、山陽小野田市（宇部健康福祉センター）	指定検査機関に約3ヶ月毎に浄化槽台帳のデータを提供している。	○	○	○					○			○	H16年度～月1回程度		○				○		
	阿武町（萩健康福祉センター）		○	○						○			○	H18年度～年1回		○				○		
徳島県	全各市町村	なし	○	○	○											○				○		
香川県	丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	指定検査機関とデータを共有している	○	○	○	○	○			○			○	平成25～27年度に重点事業として実施		○				○		○保守点検・清掃は、法定検査で業者名を把握できた場合に記載○指定検査機関では、GISとリンクするシステムを構築中

7. 浄化槽台帳の整備状況（都道府県）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	台帳の対象市町村名 （都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	市町村所有の台帳及び指定検査機関等との連携について	台帳で管理（あるいはリンク）している項目								台帳情報の精査状況		台帳電子化状況			GIS情報整備状況			備考	
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	住民基本台帳	休止届	その他	精査を行っている	精査を開始した時期と頻度について	浄化槽台帳を			台帳情報を電子地図上			
														等表 管理 計算	ムシ 管ス 理テ	いいえ	はい	いいえ		今後導入を検討中
愛媛県	県下全市町	指定検査機関にて運用	○	○	○		○				○	平成21年度緊急雇用対策を活用～設置、廃止届出受理の都度		○			○	○		
高知県	室戸市、南国市、土佐市、須崎市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、本山村、大豊町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	毎月、指定検査機関から報告される法定検査の結果を更新	○				○				○	H18年度～随時		○				○		
福岡県	保健所設置市以外の市町村 ※保健所設置市：北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市	共有していない	○	○	○						○	H18年度～随時	○					○		
佐賀県	唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	指定検査機関へ毎月台帳データを提供し、指定検査機関の台帳（県も閲覧可能）へデータ反映されている。	○	○	○					変更届	○	H21以降未実施	○					○	※指定検査機関において、台帳をシステムにおいて管理している。	
長崎県	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	指定検査機関との台帳と整合作業を行っている。	○	○	○	○	○			変更届	○	平成21年度～随時		○				○		
熊本県	熊本市（政令指定都市）を除く県内全域	指定検査機関の法定検査システムと連携	○	○	○		○							○				○		
大分県	県内全市町村	指定検査機関のみ連携	○	○	○	○	○		○	保守点検・清掃に関しては法定検査結果により把握				○	○	○		○	H27.4月よりシステム稼働予定	
宮崎県	宮崎市を除く25市町村（都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）	・市町村所有の台帳とは連携していない ・法定検査の結果は県台帳に反映している	○	○	○		○		○		○			○				○		
鹿児島県	鹿児島市を除く全市町村		○	○	○				○		○	設置届出により逐一。			○			○		
沖縄県	那覇市を除く全市町村	連携有り	○	○	○	○	○		○		○	H20年度～	○	○				○		

7. 浄化槽台帳の整備状況（市町村）

（平成26年3月末現在）

都道府県名	回答市町村数	都道府県等所有の台帳とのデータ共有市町村数	台帳で管理（あるいはリンク）している項目										台帳情報の精査を行っている	台帳電子化状況				GIS情報整備状況		
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	住民基本台帳	休止届	その他	浄化槽台帳を電子化（データベース化）しているか				台帳情報を電子地図上で整理しているか				
												はい		いいえ		はい	いいえ	今後導入を検討中		
												表計算等管理		システム管理	導入検討中					
北海道	179					74	66	99					139	96	8	76	3	5	172	2
青森県	22	12	17	9	10	4	4	7	3	1			10	11	3	8	1	3	19	1
岩手県	33	12	16	14	13	7	6	7	5	7	4		11	15	8	14		7	26	1
宮城県	35	5	21	19	16	9	8	14	3	9	2		22	18	1	11	4	3	26	5
秋田県	26	2	13	13	13	5	3	8	2	7			12	9	3	8	1	1	18	
山形県	35	35	32	28	34	11	10	14	6	12	2		23	34	1			2	32	1
福島県	59	55	57	52	56	21	17	41	3	21	2		23	14	35	11	1	1	54	4
栃木県	26	4	13	14	10	5	1	11		3			6	11	2	13	1	1	24	2
群馬県	2	2	2	2	2	2	2	2		2			2		2				2	
埼玉県	58	16	41	37	41	19	25	25	3	7	3		24	18	28	12	1	2	47	5
千葉県	3		3	3	3	2	3	3		3	1		3	1	3				2	1
東京都	48	3	19	16	26	4	21	9	2	5	5		14	17	5	26		2	44	
神奈川県	10	5	6	6	5	3	4	5	1	2			6	5	3	2		1	9	
新潟県	15	7	11	10	12	5	4	9		7	3		7	8	4	3		3	12	
石川県	1		1		1		1	1					1	1	1				1	
福井県	2		2	2	2			2					1	1		1			2	
山梨県	24	2	15	9	13	4	3	10	2	3	2		7	11	4	7	2	4	18	2
長野県	77	29	53	48	52	28	17	35	5	31	5		48	43	9	24	2	7	67	7
岐阜県	26	3	18	5	20	5	6	7	1	7	1		12	12	2	13		3	21	
静岡県	7	3	6	5	4	3	3	4	1	2	3		5	1	4	2		3	4	1
愛知県	4	2	4	2	4	2	3	2					4		3	1		1	3	1
三重県	29	3	12	8	8	6	6	10	2	5			7	5	6	12	1	3	21	
滋賀県	19		18	9	17	8	9	12		6			11	14	4	2		1	15	2
京都府	26	10	20	15	20	16	16	18	3	10			17	17	1	9		1	25	
大阪府	18	18	13	10	14	5	8	11		3			13	6	10		1	1	15	
兵庫県	14	4	12	8	11	5	10	8		3	2		8	9	3	3	1		14	
奈良県	6					1	2	1					4	3	1	2			6	2
和歌山県	30	7	25	25	27	8	6	16	1	27	1		17	26	2	2		3	26	1
鳥取県	12	6	8	8	8	5	4	5		8	1		10	10	1	1		1	11	
岡山県	2		2	1	2					2	1		2	1	1			1	1	
広島県	23	17	22	20	22	12	11	11	1	15	5		18	10	15	1	2	2	20	7
山口県	4		4	4	3	2	2	1	1	4			1	3	1				4	
香川県	2	2	2	2	2	1	1	2		2			2		2				2	
愛媛県	5	2	5	4	4	3	3	3	1	3	1		5		5			3	2	
高知県	5	1	2	1	2	3	3	3		1			3	3	1	1		1	4	1
福岡県	26	6	11	10	13	7	4	15	3	4	11		7	17	7	3		5	17	4
佐賀県	20	1	9	8	8	5	4	3	1	6	2		3	10	1	7	1	2	15	2
長崎県	19	4	14	7	11	7	5	9	2	7	1		6	9	2	8		2	15	1
熊本県	45	17	35	30	33	27	25	32	2	23			21	7	27	16		2	42	
大分県	3		3	3	3	2	2	3	2						3			1	2	
宮崎県	26	5	10	2	4	3	2	7	2	2	1		7	8	4	14	2	2	24	1
鹿児島県	1		1	1	1	1	1	1					1		1				1	
沖縄県	4		2	1		1	2	1					2	2	2				4	
合計	1,031	300	580	471	550	341	333	487	59	260	59		545	486	229	313	24	80	889	54

8. 放流水域に対する規制について

(平成26年3月末現在)

都道府県名	公共用水域に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	9	伊達市普通河川管理条例 森町普通河川管理条例 札幌市開発行為等における汚水放流の指導要綱 初山別村個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例 等	・ 管理者の許可 ・ 条件付き放流 ・ 管理者への届出 等
青森県	1		放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
岩手県		河川法第24条	管理者の許可
宮城県	5	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 水質汚濁防止法 南三陸町生活排水の処理に関する条例 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 管理者の許可
山形県	2	河川法第24条	管理者の同意
福島県		各市町村の浄化槽事務処理要領	環境衛生上支障なく、かつ、常時流水のある水路等
茨城県		茨城県浄化槽指導要綱第3 茨城県霞ヶ浦水質保全条例第21条の6 法定外公共物管理条例(市町村) 他	浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。 霞ヶ浦流域内において生活排水を処理する者は、次に掲げるところにより、生活排水を適正に処理しなければならない。 (3)合併処理浄化槽を設置するときは、窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽(規則で定めるものに限る。第21条の9において「高度処理型浄化槽」という。)を設置すること。 管理者の許可
栃木県		各市町の条例等	管理者の同意、利害関係人の同意、市町長の同意等
埼玉県		さいたま市浄化槽取扱指導要綱	管理者の許可
千葉県		千葉県水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例	条例が適用となる浄化槽については条例で定める排水基準を満たすこと。
	3	柏市法定外公共物管理条例 八街市法定外公共物管理条例 香取市法定外公共物管理条例 横芝光町まちづくり指導要綱	管理者の許可・同意
東京都		水質汚濁防止法 東京都生活排水対策指導要綱	特定施設・指定地域特定施設に該当する浄化槽は、条例に基づく上のせ基準を適用 BOD・COD・全窒素・全燐の上のせ指導
神奈川県		(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 川崎市浄化槽指導要綱 茅ヶ崎市水路に関する条例 第4条(4) 茅ヶ崎市水路に関する条例施行規則 第6条2	(神奈川県による規制) ア 河川水が滞留していない場所であること。 イ 原則として直下に飲料水の取水がない場所であること。 ウ 浄化槽の位置と放流先河川の位置に高低差があるような場合、放流水が近隣に飛散しないよう水面に近い位置で放流を行えるような構造であること。 (市町村独自) 【川崎市】放流水の水質 【茅ヶ崎市】管理者の許可
新潟県	4	・ (不明) ・ 燕市公共物管理条例(平成18年3月20日条例第159号) ・ (不明) ・ 湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱第32条	・ 放流先河川等の管理者の同意 ・ 管理者の許可、利害関係人等の同意書など ・ 管理者の同意を得ることを指導 ・ 放流先河川等の管理者の同意
石川県		浄化槽法施行規則第一条の二	放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下 生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上
福井県	2	・ 勝山市公害防止条例第18条の(2) ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障なしと認めるところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能なるように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合 ・ 永平寺町下水道条例、同施行規則、合併処理浄化槽維持管理業務特記仕様書第24条(水質検査業務) 乙は、流入水の水質確認及び放流水質が関係法令に規定された基準に適合しているかどうかを確認するため、それぞれの処理場毎に、別表4により水質検査を行うこと。ただし、運転管理上別途の水質検査が必要となった時は、乙の裁量によるものとする。	・ 市職員による確認、許可が必要。 ・ 管理者の許可が必要。
長野県	7	松本市浄化槽施行規則 他	・ 法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・ 放流水を公共用水域に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。 ・ 所定の処理水質を満足していること
静岡県	3	浜松市普通河川条例 清水町普通河川条例 長泉町普通河川条例	管理者の許可
愛知県	13	・ 春日井市公共物管理条例、稲沢市公共物管理条例、北名古屋都市下水路条例他 ・ 明治用水土地改良区管理阻害補償規程、同施行細則	・ 管理者の許可又は管理者との協議 ・ 明治用水土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受け、管理阻害補償金を納入する。なお、明文化はされていないが、同土地改良区の管理に属さない水路に浄化槽処理水を排水する場合は、建築物の排水について申請し同意を得る。
三重県	1	志摩市浄化槽指導要綱	

8. 放流水域に対する規制について

(平成26年3月末現在)

都道府県名	公共用水域に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
滋賀県		滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市法定外公共物管理条例第5条 河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 設置する浄化槽は、次の各号に適合するものとする。 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市法定外公共物管理条例第5条第1項および第2項】 次に掲げる行為(以下「占有等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りではない。 (1)法定外公共物の敷地を占有すること。 (2)法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、または除去すること。 【河川法第26条第1項】 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。
京都府		・京都府浄化槽の設置等に関する要綱 他(各市町村も同様の運用) ・京都市浄化槽取扱指導要綱 ・八幡市開発指導要綱第18条第1号	・同要綱第8条第1号:浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。 ・同要綱第5条第1号:放流水が公共用水域に流入するまで、水が停滞しない場所 ・BOD20ppm以下
大阪府	2		用水に使用している場合は、関係水利組合と協議
兵庫県	37	水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法	排水量による規制基準がある。 排水量による規制基準がある。
		神戸市 神戸市浄化槽指導要綱	次の表に定める水域及び処理対象人員の区分に応じ、同表に定める排水基準に適合する性能を有する浄化槽を設置しなければならない。備考:単位は、BOD mg/日間平均値
奈良県		水質汚濁防止法	排水量による規制基準がある。
	33	瀬戸内海環境保全特別措置法 奈良県環境保全条例	排水量による規制基準がある。 大型浄化槽の場合に、処理対象人員別、水域別に排水基準がある。
和歌山県		水質汚濁防止法	排水量による規制基準がある。
岡山県		岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針(岡山市、倉敷市も同様の指針有り)	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	2	竹原市浄化槽取扱指導要綱 大竹市浄化槽指導要綱	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 放流水の放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所とする。
徳島県	2	鳴門市法定外公共物管理条例第4条 松茂町浄化槽設置整備事業補助金交付要	条件付放流 第一次放流機関の承認
愛媛県	3	内子町:内子町浄化槽設置指導要綱第4条第1項 愛南町:愛南町法定外公共物管理条例 西予市:西予市法定外公共物管理条例	当該地区の住民代表と協議 管理者の許可 管理者の許可
福岡県	1	(福岡市)	(福岡市)管理者の許可又は承認
長崎県	2	長崎市(長崎市浄化槽指導要領) 新上五島町(新上五島町普通河川等管理条例)	長崎市(管理者又は所有者の許可又は承諾(都市下水道、河川、私設水路等)) 新上五島町(管理者の許可,条件付き放流)
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
		錦町 錦町浄化槽取扱要項第15条 他	・放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ・浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
大分県		水質汚濁防止法第5条 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条	水質汚濁防止法第5条の規定に基づく設置届 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定に基づく許可
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (ア)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (イ)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。

注)「」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

8. 放流水域に対する規制について

(平成26年3月末現在)

都道府県名	②農業用水路に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	9	伊達市土地改良施設管理条例 東川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 札幌市開発行為等における汚水放流の指導要綱など	管理者の許可、条件付き放流等
青森県	2	・稲生川土地改良区他目的使用規程 ・根拠法令なし	・管理者の許可 ・放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
岩手県	2 (使用許可を必要とする土地改良区が関係する市町村)	土地改良区管理施設及び土地使用許可に関する規程等	管理者の許可、条件付き放流
宮城県	7	白石市浄化槽の設置に関する事前協議要綱 水質汚濁防止法 多賀城市開発指導要綱第14条第3項及び第4項 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等 水利組合の同意 管理者の許可
秋田県	○	鹿角土地改良区域施設維持管理規定	管理者の許可
山形県	5	土地改良区定款、規程	管理者の同意、基準該当設備であること
福島県	○	土地改良法第56条	土地改良区との協議 自治会等の同意
茨城県	○	①土地改良法第56条 ②茨城県浄化槽指導要綱第3 ③法定外公共物管理条例(市町村) 他	①管理者の許可 ②浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。 ③管理者の許可
栃木県	○	各市町の条例等	管理者の同意、利害関係人の同意、市町長の同意等
群馬県	○	群馬県浄化槽指導要綱 前橋市浄化槽指導要綱 高崎市浄化槽指導要綱	所有者又は管理者と協議を行うこと
埼玉県	○	埼玉県浄化槽設置指導要綱	管理者の許可
千葉県	4	千葉県干潟土地改良区土地改良施設他目的使用に関する規程 千葉県大根土地改良区施設管理規則 土地改良区施設維持管理規程 多古町法定外公共物管理条例 (神奈川県による規制)	管理者の許可・同意
神奈川県	○	浄化槽指導要綱 (市町村独自) 川崎市浄化槽指導要綱 茅ヶ崎市水路に関する条例 第4条(4) 茅ヶ崎市水路に関する条例施行規則 第6条2	(神奈川県による規制) 必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること (市町村独自) 【川崎市】放流水の水質 【茅ヶ崎市】管理者の許可、地元生産組合の同意
新潟県	6	・(不明) ・(不明) ・(不明) ・(不明) ・(不明) ・湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱第32条	・管理者(土地改良)の許可 ・管理者(土地改良区)の同意 ・事前に土地改良区(工区委員長)との協議を行い、同意を得ることが必要。その後、「土地改良施設使用承諾申請書」などの必要書類を添えて申請手続きを行う。 ・管理者(土地改良)の許可 ・管理者(土地改良区等)の同意を得るように指導するが、同意書・許可書の添付は義務付けてはいない。 ・放流先河川等の管理者の同意
福井県	2	・勝山市公害防止条例第18条の(2) ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障なしと認めたと イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能ないように設置された暗渠であって、当該暗渠が前に掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合 ・永平寺町下水道条例、同施行規則、合併処理浄化槽維持管理業務特記仕様書第24条(水質検査業務) 乙は、流入水の水質確認及び放流水質が関係法令に規定された基準に適合しているかどうかを確認するため、それぞれの処理場毎に、別表4により水質検査を行うこと。ただし、運転管理上別途の水質検査が必要となった時は、乙の裁量によるものとする。	・市職員による確認、許可が必要。 ・管理者の許可が必要。
長野県	6	松本市浄化槽施行規則 他	・法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・放流水を水路に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。 ・所定の処理水質を満足していること
岐阜県	7□	多目的使用並び手数料徴収規約 第3条 施設の使用	管理者の許可又は同意
静岡県	○	静岡県浄化槽取扱要綱	(1) 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。 ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を次により地下浸透させる場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときは、この限りでない。 ア 放流水が滞留しない程度の浸透能力を有する装置(以下「浸透装置」という。)を設けること。 イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれなく、かつ、隣地に影響を及ぼさない場所であること。 ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。 (2) 水道の水源等を汚染するおそれのないこと。
愛知県	23	・明治用水土地改良区管理阻害補償規程、同施行細則 ・矢作川南部土地改良区の規定 ・岩倉市公共用物の管理に関する条例他	・明治用水土地改良区の管理に属する水路に浄化槽処理水を排水する場合は、同土地改良区の許可を受け、管理阻害補償金を納入する。なお、明文化はされていないが、同土地改良区の管理に属さない水路に浄化槽処理水を排水する場合は、建築物の排水について申請し同意を得る。 ・明文化されていないが、排水経過報告書の提出 ・管理者の同意
三重県	4	四日市市浄化槽指導要綱	管理者又は権利者がある場合には、事前の協議に努めること。

8. 放流水域に対する規制について

(平成26年3月末現在)

都道府県名	②農業用水路に放流する場合		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
滋賀県	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号および第2号 土地改良法第56条	<p>【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>【土地改良法第56条】 第1項 土地改良区は、農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行なう者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。 第2項 土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設（土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む。）が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設（以下この項及び次項において「他用途施設」という。）の用に兼ねることが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意（その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあつては、その承認）を得なければならない。</p>
京都府	1	・八幡市開発指図書第18条第1号	・（規制条件）BOD10ppm以下
大阪府	2		関係水利組合と協議
	1	・松原市開発指図書	水利関係団体及び排水施設の管理者との協議
岡山県	○	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針（岡山市、倉敷市も同様の指針有り）	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	4	①竹原市：なし ②尾道市：なし ③三次市：三次市浄化槽取扱指図書要綱 ④大竹市：浄化槽指図書要綱	①農業用水路には利権がある場合があるので管理者の許可 ②管理者のの許可 ③事前にその水路を利用している水利組合に相談しておくよう指導している。 ④放流水を施設の下水溝・水路又は用水路等に放流するときは所有者と協議をすること
徳島県	5	①管理者の管理権限 ②松茂町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	農業用水路管理者（水利組合等）の排水同意
愛媛県	2	①八幡浜市：慣習（地元の取り決め）	①水田に入る水路には放流できない。
		②内子町：内子町浄化槽設置指図書要綱第4条第1項	②当該施設管理者と協議
福岡県	2	（福岡市）—	（福岡市）管理者の許可又は承認
		（大牟田市）大牟田市法定外公共物の管理に関する条例第4条、第5条、第7条	（大牟田市）管理者の許可
佐賀県	2	・佐賀市土地改良区多目的使用並びに手数料徴収規定 ・伊万里市法定外公共物管理条例第4条第3号	・浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、使用者は承認条件を厳守するとともに、使用料を納付しなければならない ・地元区長、生産組合長の放流同意書、誓約書の提出
熊本県	43	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他（各市町村も同様の運用）	・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
	錦町	錦町浄化槽取扱要項第15条 他	・放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ・浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。
大分県	○	土地改良法56条	管理者との協議
宮崎県	○	宮崎県浄化槽指図書要領 第4条 浄化槽の設置にあつての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。

注)「○」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

8. 放流水域に対する規制について

(平成26年3月末現在)

都道府県名	③道路側溝に放流する場合		
	規制の有無注)	根拠	規制条件
北海道	6	(市町村独自) 北見市道路占用規則 津別町道路専用料徴収条例 (北海道による規制) 「生活排水を道路側溝に放流するため設ける排水管に係る道路占有の取り扱いについて」(北海道建設部長通知) 道路法第32条の道路占有許可申請に対する側溝における許可条件を定めたもの。	(市町村独自) 管理者の許可。 (北海道による規制) 管理者の許可。 許可は、合併処理浄化槽排水のみ、流下能力に余力がある場合のみ等条件付き
青森県	2	・十和田市道路側溝等への浄化槽処理水の放流に関する要綱 ・根拠法令なし	・管理者の許可(要綱第3条) ・放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
岩手県	○	(県が管理する道路での規制) 岩手県県土整備部長通知	管理者の許可、条件付き放流
宮城県	7	道路法第32条 水質汚濁防止法 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	管理者の許可 道路管理者との協議 環境衛生上及び利水支障の無い場所であること等
山形県	4	道路法第32条	管理者や自治会等の同意
福島県	8	道路法・町下水道条例・市事務処理要領	管理者の許可、自治会等の同意
茨城県	○	①道路法第32条 ②茨城県浄化槽指導要綱第3 ③道路管理及び道路の占用に関する規則(市町村)他	①管理者の許可 ②浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。 ③管理者の許可
栃木県	○	道路法第32条	管理者の同意、利害関係人の同意
群馬県	○	平成13年3月12日土木部長通知(道維219号)	10人槽以下の合併処理浄化槽であること。 道路側溝が農業用水路と併用である場合は、用水管理者の承諾があること。
埼玉県	39	(県による基準を採用しているもの) ※該当事項がない場合は()も含め記載しない (市町村による規制) 市町村の浄化槽設置要綱等 市町村の道路占有規制等 その他内部文・要綱等	(道路占有規制等) 道路管理者の許可 (その他) 流末まで長尺U字型道路側溝が整備されている場合に限り、放流可とする
千葉県	5	道路法 柏市道路占用規則 八街市道路占用規則 香取市道路占用条例 多古町法定外公共物管理条例	管理者の許可・承諾
東京都	○	道路法・河川法	道路管理者・河川管理者の占用許可書の添付を求めている。(ただし島しょ部をのぞく)
神奈川県	○	(神奈川県による規制) 浄化槽指導要綱 (市町村独自) 相模原市道路占用許可基準要綱 19条 川崎市浄化槽指導要綱 茅ヶ崎市水路に関する条例 第4条 (4) 茅ヶ崎市水路に関する条例施行規則 第6条 2	(神奈川県による規制) ア 原則として耐水材料で造られ、浄化槽放流水その他当該施設から排出される全ての排水を収容できる規模であること。 イ 側溝等は、河川等に流下するまでの間滞留していないこと。 (市町村独自) 【相模原市】管理者の許可、浄化槽の構造・放流水質、区域制限 【川崎市】放流水の水質 【茅ヶ崎市】管理者の許可
新潟県	3	・燕市道路工事承認規則(平成18年3月20日規則第137号)(適用範囲)第2条、(工事の承認申請)第3条 (不明) ・湯沢町宅地開発及び中高層建築物指導要綱第32条	・管理者の許可、他法令の許認可書等写し、隣接の土地所有者等関係権利者の同意書など ・道路管理者の同意を得るように指導するが、同意書・許可書の添付は義務付けてはいない。 ・道路管理者の同意
福井県	2	・勝山市公害防止条例第18条の(2) ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障なしと認めたところ イ 放流経路が地中に埋設され、かつ、清掃が可能ないように設置された暗渠であって、当該暗渠が前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合 ・永平寺町下水道条例、同施行規則、合併処理浄化槽維持管理業務特記仕様書第24条(水質検査業務) 乙は、流入水の水質確認及び放流水質が関係法令に規定された基準に適合しているかどうかを確認するため、それぞれの処理場毎に、別表4により水質検査を行うこと。ただし、運転管理上別途の水質検査が必要となった時は、乙の裁量によるものとする。	・市職員による確認、許可が必要。 ・管理者の許可が必要。
長野県	6	松本市浄化槽施行規則 他	・法令に基づき水路の管理者等との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。 ・放流水を側溝に放流する場合は、放流水による環境衛生上の支障がないこと及び滞留していないこと。
岐阜県	○	道路側溝は元来、雨水排除が目的で設置排水の流入は流量算定対象外 道路管理事務担当者会議質疑応答集(監修 建設省道理局路政課)	(県道) 道路側溝へは目的外の排水の流入は原則認めていない。
静岡県	○	静岡県浄化槽取扱要綱	(1) 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。 ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を次により地下浸透させる場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときは、この限りでない。 ア 放流水が滞留しない程度の浸透能力を有する装置(以下「浸透装置」という。)を設けること。 イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれなく、かつ、隣地に影響を及ぼさない場所であること。 ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。 (2) 水道の水源等を汚染するおそれのないこと。
愛知県	13	・矢作川南部土地改良区の規定 ・弥富市道路管理規則他	・管理者の許可又は管理者との協議 ・明文化されていないが、土地改良区等への排水放流承認願の提出 ・流末処理が可能な場合に限り、承認工事により接続承認

8. 放流水域に対する規制について

(平成26年3月末現在)

都道府県名	③道路側溝に放流する場合		
	規制の有無注)	根拠	規制条件
三重県	3	なし	道路側溝の加工申請の際に水利組合又は管理者の同意書の提出を求める。
滋賀県	○	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、2号 道路法第24、32条 市法定外公共物管理条例第6条	<p>【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>【道路法第24条】 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p>【道路法第32条】 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的 二 道路の占用の期間 三 道路の占用の場所 四 工作物、物件又は施設の構造 五 工事実施の方法 六 工事の時期 七 道路の復旧方法</p> <p>【市法定外公共物管理条例第6条第1項および第2項】 次に掲げる行為（以下「占有等」という。）をしようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「占有者等」という。）が許可に係る事項を変更しようとするとき、及び許可の期間満了後も引き続き占有等をしようとするときも、同様とする。 (1) 法定外公共物の敷地を占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除去すること。</p>
大阪府	1		用水に使用している場合は、関係水利組合と協議
岡山県	○	岡山県浄化槽の適正な維持管理の観点からの指導指針（岡山市、倉敷市も同様の指針有り）	浄化槽の放流水の放流先は、放流先の状況及び放流水の水量を勘案し、生活環境の保全及び当該放流先の管理上支障のない公共用水域とすること。
広島県	2	①竹原市：国や県の道路管理の運用に順ずる。 ②大竹市：大竹市浄化槽指導要綱	①道路側溝への生活排水は原則認めない。側溝や水路の使用は管理者の許可がいる場合がある。 ②放流は認めない。ただし、他に適切な放流先が無い場合、管理者等が認めるときは放流してもよい。
徳島県	3	①道路法 ②松茂町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	①原則認めない（県管理の道路についてのみ） ②自治会の承認 ③管理者への相談
福岡県	2	(福岡市) — (大牟田市) 大牟田市法定外公共物の管理に関する条例第4条、第5条、第7条	(福岡市) 管理者の許可又は承認 (大牟田市) 管理者の許可
長崎県	2	長与町(長崎県道路関係例規集) 新上五島町(道路法第32条)	長与町(管理者の許可) 新上五島町(管理者の許可、条件付き放流)
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条、熊本県道路占用許可基準要綱 他（各市町村も同様の運用）	<p>○熊本県浄化槽取扱要項第15条 ・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。</p> <p>○熊本県道路占用許可基準要綱 ・通常の使用状態において放流水質をBOD20PPM以下に処理することが可能な性能を有する浄化槽で処理した上で、外に適当な放流先がなく真にやむを得ない場合に限ること。 ・側溝への放流量が側溝の設計放流量の許容範囲内であること。 ・開発等に係る大規模な放流にあつては、必要に応じたため枘又は阻集器を設置させること。</p>
		錦町 錦町浄化槽取扱要項第15条 他	<p>・放流先が、環境衛生上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者等がある場合は、事前に十分協議し、手続きを行うこと。 ・浄化槽からの放流水を河川、公共用水等に放流することが困難な場合においてその放流水を地下浸透処理方式により処理する者は、『錦町浄化槽放流水地下浸透技術基準』に定める規定に適合しなければならない。</p>
大分県	○	道路法第32条	管理者の許可
宮崎県	○	宮崎県浄化槽指導要綱 第4条 浄化槽の設置にあつての基準は、次のとおりとする。 (2) 設置場所及び放流先の基準 イ 放流先の基準は、おおむね次のこと。 (7) 環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (4) 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。
沖縄県	○	道路法	管理者の許可

注) 「○」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

8. 放流水域に対する規制について

(平成26年3月末現在)

都道府県名	その他の放流方法		
	規制の有無(注)	根拠	規制条件
北海道	2	伊達市浄化槽指導指針 等	条件付き放流
青森県	1		放流にあたっては、法令等での規制は無いが、管理者に対し放流の許可を得ることを条件としている。
宮城県	4	富谷町浄化槽の設置に関する事前協議要綱 村田町浄化槽の設置に関する事前協議要綱	管理者の許可 環境衛生上及び利水上支障の無い場所であること等
福島県	4	福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例	特定地域に放流する場合、高度処理型浄化槽を設置することを義務づけている。
茨城県	3	浄化槽取扱指導要綱	管理者の許可
埼玉県		さいたま市浄化槽取扱指導要綱	認めない
千葉県		千葉県浄化槽取扱指導要綱	(貯留方式) 適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。
	1	柏市浄化槽取扱指導要綱 放流先の管理者が定める規則等	適当な放流先を確保することが著しく困難な場合は、別に定める「ガイドライン」を参考に、放流水の処理を適切に行うこと。 管理者の承諾
神奈川県		浄化槽指導要綱	必要に応じて放流先の管理者に意見を求めること。
長野県	5	東御市浄化槽の設置に関する指導基準 他	・法令に基づき管理者との手続きが必要な場合には法令上の手続きが行われていること。
岐阜県	1		管理者事前同意
愛知県	4		ため池施設管理団体等への放流同意書の提出
三重県	1	三重県浄化槽指導要綱、四日市市浄化槽指導要綱	(規制条件)放流先として公共用水域がない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
滋賀県	2	滋賀県浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 市町浄化槽取扱要綱第4条第1号、第2号 民法第221条	【滋賀県浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【市町浄化槽取扱要綱第4条】 第1号 浄化槽からの放流水は、滞留しない等衛生上支障のない水路等に放流すること。なお、放流水路等について他法令等による手続きが必要な場合は、事前にその手続きを行うこと。 第2号 原則として、水道法による水道水源から300m以内には放流しないこと。ただし、水道管理者が、水質保全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。 【民法第221条】 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。 2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。
大阪府	1		関係水利組合と協議
	1	松原市開発指導要綱	水利関係団体及び排水施設の管理者との協議
山口県		山口県浄化槽の設置等に関する指導要綱	第4 浄化槽の放流水(以下「放流水」という。)は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならないものとする。 2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者に協議し、了解を得るものとする。
福岡県	57	(保健所設置市以外の市町村)福岡県浄化槽事務取扱要領 保健所設置市;北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市	設置場所の要件として、適当な放流先があることとしている。
		(福岡市)	(福岡市)区浄化槽担当者と協議
長崎県	1	時津町(時津町浄化槽整備事業の実施に関する条例施行規則第2条第2項に規定する合併処理浄化槽とは、生物化学的酸素要求量 以下BODという 除去率90%以上、放流水のBODが日間平均値20ミリグラム/リットル以下の機能を有するものとする。ただし、水道水源の流域においては、放流水の総窒素濃度が20ミリグラム/リットル以下又は総有機炭素濃度が1ミリグラム/リットル以下の機能を有するものとする。)	水道水源の流域に放流する場合、高度処理型を設置することとしている。
熊本県	44	熊本県浄化槽取扱要項第15条 他(各市町村も同様の運用)	・放流先が、環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。 ・放流先に所有者、管理者がある場合は、事前に十分協議し、その承諾を得ること。
大分県		河川法第26条	管理者の許可
宮崎県		宮崎県浄化槽指導要領 第4条 浄化槽の設置にあたっての基準は、次のとおりとする。 (2)設置場所及び放流先の基準 イ放流先の基準は、おおむね次によること。 (7)環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該水利権者と事前に協議を行うこと。 (1)放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。	環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。 なお、放流先が水利権の設定された農業用水路等であるときは、当該 水利権者と事前に協議を行うこと。 放流水が停滞することなく流れる排水施設又は十分な水量のある河川等とし、放流先のない場合は、原則として浄化槽を設置しないこと。
沖縄県		沖縄県浄化槽取扱要綱	

注)「 」は都道府県として規制、(数字)は規制している市町村数

9. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体

(平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
北海道	36	北海道、美唄市、南幌町、新十津川町、妹背牛町、札幌市、千歳市、島牧村、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、知内町、木古内町、旭川市、士別市、東神楽町、東川町、美瑛町、南富良野町、幌加内町、増毛町、小平町、初山別村、猿払村、網走市、津別町、上士幌町、鹿追町、芽室町、更別村、中頓別町、幌延町、豊浦町、厚真町、音更町、池田町
青森県	4	青森市、十和田市、平内町、大鰐町
岩手県	11	岩手県、盛岡市、宮古市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、紫波町、西和賀町、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	4	名取市、柴田町、川崎町、丸森町
秋田県	3	湯沢市、仙北市、能代市
山形県	14	鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、長井市、南陽市、中山町、河北町、大江町、舟形町、大蔵村、高畠町、川西町、小国町
福島県	15	二本松市、伊達市、田村市、玉川村、三春町、小野町、白河市、西郷村、矢吹町、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、金山町、下郷町、南会津町
茨城県	0	茨城県
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	2	群馬県、前橋市、高崎市
埼玉県	5	川越市、秩父市、越谷市、ときがわ町、小鹿野町
千葉県	3	千葉市、船橋市、柏市
東京都	1	八王子市(市町村設置)
神奈川県	3	横浜市、川崎市、山北町
新潟県	6	新潟県、新潟市、長岡市、佐渡市、田上町、湯沢町、刈羽村
富山県	0	富山県
石川県	1	石川県、能登町(市町村設置)
福井県	0	
山梨県	7	甲府市(市町村設置のみ)、山梨市、北杜市(市町村設置型のみ)、甲斐市(市町村設置型のみ)、甲州市(市町村設置型のみ)、身延町(市町村設置のみ)、道志村
長野県	31	長野市、松本市、飯田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、千曲市、川上村、南牧村、南相木村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、阿智村、下條村、売木村、泰阜村、豊丘村、木曾町、木祖村、麻績村、生坂村、坂城町、高山村、小川村、山ノ内町、栄村
岐阜県	1	岐阜市
静岡県	1	掛川市
愛知県	0	
三重県	7	松阪市(市町村型)、大台町、多気町、南伊勢町、大紀町、伊賀市、紀宝町
滋賀県	1	近江八幡市
京都府	9	京都市、舞鶴市、綾部市、宇治市、京丹後市、南丹市、和束町、京丹波町、与謝野町
大阪府	1	高槻市
兵庫県	5	明石市、伊丹市、丹波市、朝来市、佐用町
奈良県	3	奈良県、奈良市、生駒市、曽爾村
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	8	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、若桜町、八頭町、湯梨浜町、北栄町
島根県	0	
岡山県	2	岡山県、岡山市、倉敷市
広島県	15	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	4	山口県、下関市、萩市、長門市、山口市
徳島県	0	徳島県
香川県	1	香川県、高松市
愛媛県	7	宇和島市、伊予市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、鬼北町
高知県	2	高知県、高知市、安芸市
福岡県	7	北九州市、大牟田市、うきは市、朝倉市、みやま市、小竹町、香春町
佐賀県	0	佐賀県
長崎県	0	
熊本県	8	玉名市、菊池市、美里町、和水町、南関町、長洲町、南阿蘇村、苓北町
大分県	0	大分県
宮崎県	1	宮崎県、宮崎市
鹿児島県	0	鹿児島県
沖縄県	0	沖縄県
合計	284	

注) 都道府県数として定めているのは、19道県である。

9. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

(平成26年3月末現在)

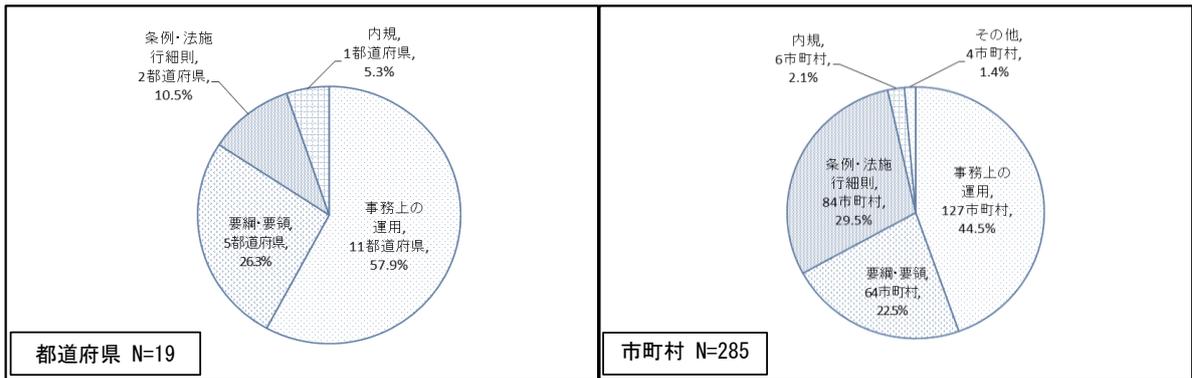


図1 根拠法令等

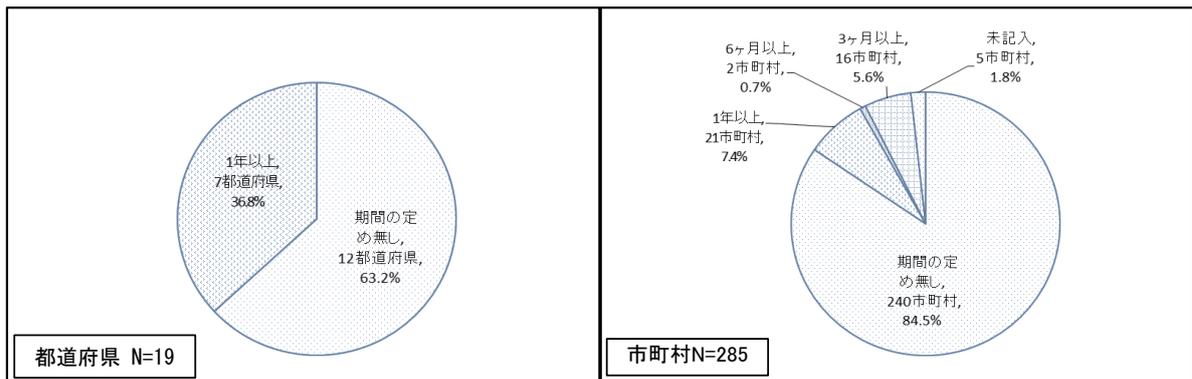


図2 使用しない期間について

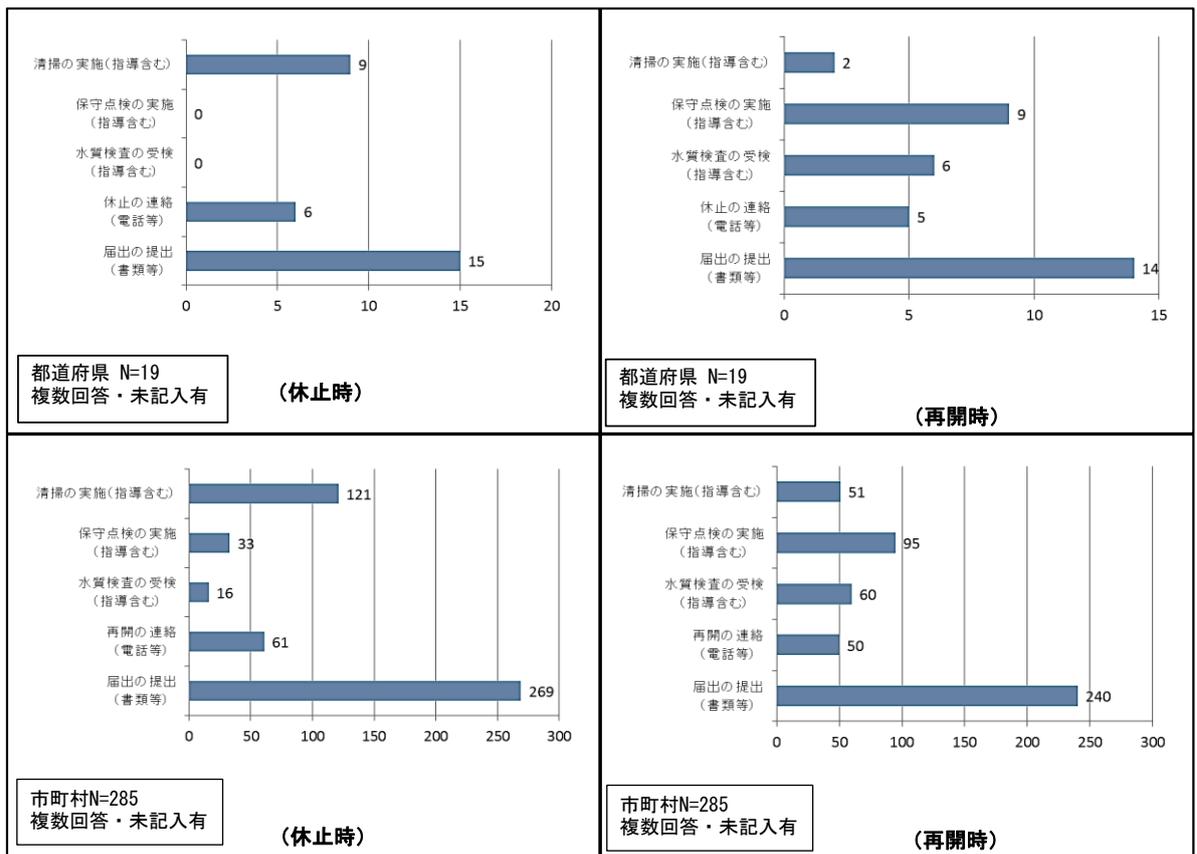


図3 休止時及び再開時の手続き、措置等

10. 浄化槽の法定検査実施状況の把握について

・浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村名 (平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	97	夕張市、岩見沢市、芦別市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、雨竜町、札幌市、江別市、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、室蘭市、苫小牧市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町、今金町、旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、中川町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、礼文町、利尻町、北見市、紋別市、大空町、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、新得町、中札内村、豊頃町、足寄町、釧路市、浜中町、鶴居村、根室市、別海町、標津町、羅臼町
青森県	21	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、板柳町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、五戸町、田子町、南部町
岩手県	29	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町、
宮城県	28	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
秋田県	19	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	29	山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上市市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町
福島県	50	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、川内村、新地町、飯舘村、郡山市、いわき市
茨城県	34	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	26	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	26	伊勢崎市、太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、南牧村、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	52	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	51	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	13	千代田区、八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、奥多摩町、大島町、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	19	相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、中井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町
新潟県	17	新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、出雲崎町、粟島浦村
富山県	14	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町
石川県	9	金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、白山市、宝達志水町、穴水町、能登町
福井県	10	福井市、小浜市、大野市、勝山市、越前市、南越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
山梨県	21	甲斐市、甲府市、南アルプス市、韮崎市、北杜市、甲州市、山梨市、笛吹市、市川三郷町、身延町、早川町、南部町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	63	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、佐久穂町、南牧村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、富士見町、原村、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、木曾町、大桑村、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村
岐阜県	30	岐阜市、大垣市、高山市、関市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

10. 浄化槽の法定検査実施状況の把握について

・浄化槽(国庫助成による設置)の法定検査実施状況を把握している市町村名 (平成26年3月末現在)

都道府県名	市町村数	市町村名
静岡県	31	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、吉田町、森町
愛知県	36	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、長久手市、豊山町、扶桑町、蟹江町、飛鳥村、東浦町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	23	桑名市、四日市市、菟野町、鈴鹿市、亀山市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、伊賀市、名張市、尾鷲市、紀北町、熊野市、紀宝町、御浜町
滋賀県	13	大津市、守山市、栗東市、日野町、多賀町、彦根市、東近江市、竜王町、甲賀市、野州市、高島市、長浜市、近江八幡市
京都府	18	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	16	高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、島本町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	16	神戸市、姫路市、加古川市、赤穂市、宝塚市、小野市、佐用町、三田市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、多可町、稲美町、神河町、上郡町
奈良県	22	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、曾爾村、御杖村、高取町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	29	和歌山市、海南市、橋本市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	17	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	15	松江市、安来市、奥出雲町、雲南市、飯南町、出雲市、大田市、邑南町、美郷町、浜田市、津和野町、吉賀町、西ノ島町、知夫村、海士町
岡山県	23	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	20	広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	19	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	23	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	4	高松市、三豊市、琴平町、まんのう町
愛媛県	20	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	31	高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、東洋町、奈半利町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山村、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	48	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	15	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、江北町、白石町、太良町
長崎県	18	長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	42	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
大分県	15	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町
宮崎県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	38	鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、西之表市、十島村、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町、与論町
沖縄県	8	浦添市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、伊江村、西原町、竹富町
合計	1,244	

11. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(1) 地方公共団体が所有する浄化槽の基数

(平成26年3月末現在)

都道府県名	全浄化槽 (基)	防災拠点 (基)	合併処理浄化槽 (基)	単独処理浄化槽 (基)
北海道	11,411	—	10,086	1,325
青森県	2,612	331	1,679	933
岩手県	9,314	208	9,070	244
宮城県	7,123	60	6,818	305
秋田県	8,480	12	7,749	731
山形県	4,327	240	3,730	597
福島県	6,969	669	5,736	1,233
茨城県	5,544	670	4,599	945
栃木県	2,146	678	1,093	1,053
群馬県	10,257	219	7,705	2,552
埼玉県	2,998	462	1,972	1,026
千葉県	6,026	1,271	3,703	2,323
東京都	1,859	60	1,566	293
神奈川県	1,764	298	1,023	741
新潟県	4,925	34	3,641	1,284
富山県	978	110	628	350
石川県	3,510	96	2,946	564
福井県	1,290	18	1,112	178
山梨県	1,563	101	918	645
長野県	5,519	139	5,298	221
岐阜県	5,556	808	4,237	1,319
静岡県	5,016	700	3,047	1,969
愛知県	4,927	957	2,180	2,747
三重県	6,141	296	5,036	1,105
滋賀県	575	42	451	124
京都府	5,720	111	5,549	171
大阪府	1,627	150	1,118	509
兵庫県	1,280	14	957	323
奈良県	3,014	25	1,555	1,459
和歌山県	4,693	309	3,049	1,644
鳥取県	2,221	137	1,941	280
島根県	10,526	288	10,076	450
岡山県	5,037	488	4,181	856
広島県	5,048	676	3,803	1,245
山口県	2,392	320	1,467	925
徳島県	5,727	662	2,374	3,353
香川県	4,592	466	3,745	847
愛媛県	6,872	676	4,968	1,904
高知県	3,904	501	2,912	992
福岡県	9,890	282	9,298	592
佐賀県	7,388	214	7,051	337
長崎県	3,442	437	2,790	652
熊本県	7,026	75	5,968	1,058
大分県	5,121	535	4,127	994
宮崎県	4,125	416	3,103	1,022
鹿児島県	11,351	—	7,745	3,606
沖縄県	2,312	280	1,333	979
合計	234,138	15,541	185,133	49,005

※ 「—」は現状で防災拠点に設置された浄化槽基数を把握していない。

1.1. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

(平成26年3月末現在)

都道府県名	基数 ※注1	防災拠点 ※注2	用途区分												
			住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明	
北海道	1,409	—	284	292	243	80		16	76	9	68	203	138		
青森県	939	195	142	212	175	56	7	9	63	20	23	127	105		
岩手県	244	32	23	96	41	17		3	9	2	3	25	23	2	
宮城県	304	18	57	69	30	13		3	7		12	78	35		
秋田県	731	12	84	113	128	43		2	44	17	21	225	54		
山形県	597	106	56	140	71	46			41	16	5	164	58		
福島県	1,229	257	231	366	301	98		2	23	17	14	115	62		
茨城県	945	258	25	325	160	52	1	4	48	26	26	167	111		
栃木県	1,053	336	20	415	124	65		8	8	84	19	283	27		
群馬県	2,552	117	100	520	748	96	2	4	78	214	96	487	207		
埼玉県	1,026	108	38	282	172	49		1	13	55	79	289	48		
千葉県	2,322	565	188	857	279	552		15	25	7	8	391			
東京都	293	0	83	54	22	24	1	9	5	11	4	49	31		
神奈川県	741	164	16	190	73	64		1	11	95	34	164	93		
新潟県	1,284	8	232	335	162	75		6	57	50	7	261	99		
富山県	351	65	18	47	46	102			7	1	1	118	11		
石川県	564	52	36	114	103	37			16	39	26	164	29		
福井県	178	9	19	21	50	27		2	19		1	31	8		
山梨県	645	42	71	208	105	68		4	24	14	4	125	22		
長野県	221	7	9	24	16	14	3	2	27		7	109	10		
岐阜県	1,320	340	107	329	161	159	5	15	17	17	7	480	23		
静岡県	1,969	344	232	551	143	158		2	10			641	232		
愛知県	2,747	571	282	1,006	387	155	11	4	35	64	90	495	218		
三重県	1,105	81	79	296	236	89	2	21	27	41	62	201	51		
滋賀県	124	13	12	37	11	27	1	3	2		3	16	11	1	
京都府	172	24	4	49	47	17		1	3	9	8	26	8		
大阪府	509	66	55	141	82	51		5	2	35	34	44	60		
兵庫県	327	5	38	85	24	17		4	11	24	35	36	53		
奈良県	1,459	16	194	323	283	135		39	44	18	1	120	302		
和歌山県	1,644	171	368	411	361	164	3	21	39	39	13	128	97		
鳥取県	280	84	21	58	58	12			19	6	3	88	15		
島根県	450	143	50	141	73	25		2	10	4	28	103	14		
岡山県	856	211	100	254	230	24		8	22	16	47	44	111		
広島県	1,245	288	216	373	290	51		11	30	26	27	120	101		
山口県	925	168	138	292	135	85		6	11	26	17	137	73	5	
徳島県	3,353	384	1,527	520	289	32		2		96		57	830		
香川県	847	138	159	232	158	82		13	40	12	3	97	51		
愛媛県	1,904	315	338	381	529	106		34	28	40		305	143		
高知県	992	124	323	233	128	71		11	3	19	33	142	29		
福岡県	592	123	31	201	118	31	6	1	19	12	14	145	14		
佐賀県	337	73	36	100	59	29			4	31	6	41	31		
長崎県	659	200	59	192	77	53		9	13	3	15	197	41		
熊本県	1,058	25	163	278	161	54		8	15	17	2	324	36		
大分県	994	196	129	239	165	10		6	63	8	3	232	139		
宮崎県	1,022	196	187	224	135	44	3	4	29	55	23	241	77		
鹿児島県	3,598	—	1,263	888	495	252		24	95			72	509		
沖縄県	1,243	164	254	273	153	42	3	17	15	51	27	177	231		
合計	49,359	6,814	8,097	12,787	8,037	3,553	48	362	1,207	1,346	959	8,284	4,671	8	

注1) 単独処理浄化槽(用途別)の合計基数は、地方公共団体(市町村)により詳細数値の精査がされていない場合があり、表(1)(3)の基数と異なることがある。

注2) 「—」は現状で防災拠点に設置された浄化槽基数を把握していない。

1 1. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3) 地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分

(平成26年3月末現在)

都道府県名	基数※	人槽区分						
		5~20	21~50	51~100	101~200	201~500	501~	不明
北海道	1,409	631	625	76	52	25	0	
青森県	945	282	273	203	115	66	6	
岩手県	244	45	115	48	19	17	0	
宮城県	304	127	93	41	30	11	2	
秋田県	731	193	294	151	58	35	0	
山形県	597	215	253	81	32	16	0	
福島県	1,229	489	526	132	57	21	4	
茨城県	945	287	462	118	60	18	0	
栃木県	1,054	367	378	174	83	49	3	
群馬県	2,552	1,169	1,000	214	93	75	1	
埼玉県	1,026	400	414	126	45	41	0	
千葉県	2,322	678	857	384	215	176	12	
東京都	293	112	115	38	21	6	0	1
神奈川県	741	269	267	106	62	36	1	
新潟県	1,284	505	479	149	79	67	5	
富山県	351	121	149	60	12	9	0	
石川県	564	222	203	97	30	12	0	
福井県	178	77	88	8	3	2	0	
山梨県	645	240	276	78	34	17	0	
長野県	221	36	60	73	33	19	0	
岐阜県	1,320	389	660	187	46	35	3	
静岡県	1,969	796	903	190	42	35	3	
愛知県	2,747	1,019	1,117	366	138	100	7	
三重県	1,105	353	497	157	58	35	5	
滋賀県	124	38	56	21	5	4	0	
京都府	171	44	81	27	11	8	0	
大阪府	509	162	233	59	24	28	3	
兵庫県	327	124	130	52	10	11	0	
奈良県	1,459	433	518	238	57	43	11	159
和歌山県	1,644	547	450	308	194	137	8	
鳥取県	280	100	119	34	13	13	1	
島根県	450	166	214	48	11	10	1	
岡山県	856	268	411	118	34	25	0	
広島県	1,245	322	604	201	82	34	2	
山口県	925	276	395	163	61	28	2	
徳島県	3,353	2,249	707	230	139	28	0	
香川県	847	321	431	86	6	3	0	
愛媛県	1,904	741	879	218	54	12	0	
高知県	992	407	338	153	60	34	0	
福岡県	592	85	185	152	102	64	4	
佐賀県	336	94	106	52	46	37	1	
長崎県	659	116	265	138	98	39	3	
熊本県	1,058	417	437	148	41	15	0	
大分県	994	443	422	91	26	12	0	
宮崎県	1,022	469	386	110	45	12	0	
鹿児島県	3,598	1,706	1,126	440	208	116	2	
沖縄県	1,243	536	484	129	30	33	31	
合計	49,364	19,086	19,081	6,473	2,774	1,669	121	160

※単独処理浄化槽(人槽別)の合計基数は、地方公共団体(市町村)により詳細数値の精査がされていない場合があり、表(1)(2)の基数と異なることがある。